

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和5年9月19日
磯子警察署生活安全課

令和5年8月末現在

暫定値		令和5年8月末現在																
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	クレジットカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他
区内全域	令和5年	367		32	23	17	6	249	7	2	3	80	7	14	61	75	7	56
	令和4年	318	1	26	32	24	8	211	5		5	64	5	17	39	76	8	40
	増減	49	-1	6	-9	-7	-2	38	2	2	-2	16	2	-3	22	-1	-1	16
磯子	令和5年	47		2	2	1	1	31	3			7	1		14	6	2	10
	令和4年	46		1	2	2		31			1	9	2		6	13	1	11
	増減	1		1		-1	1		3		-1	-2	-1		8	-7	1	-1
磯子台	令和5年	3		1														2
	令和4年	0																
	増減	3		1														2
鳳町	令和5年	0																
	令和4年	0																
	増減	0																
岡村	令和5年	21		1	4	4		12	1	1		1		2	1	6		4
	令和4年	19			1	1		12	1			2		2		7	3	3
	増減	2		1	3	3				1		-1			1	-1	-3	1
上町	令和5年	1						1				1						
	令和4年	2		2														
	増減	-1		-2				1				1						
上中里町	令和5年	9						9			3	1	1	1	1	3		
	令和4年	3						3			2					1		
	増減	6						6			1	1	1	1	2			
栗木	令和5年	8		2	2	2		4								4		
	令和4年	6						5			2			1		2		1
	増減	2		2	2	2		-1			-2			-1		2		-1
坂下町	令和5年	1						1				1						
	令和4年	1		1														
	増減	0		-1				1				1						
汐見台	令和5年	3						1			1							2
	令和4年	9			3	1	2	5						2	2	1	1	2
	増減	-6			-3	-1	-2	-4				1		-2	-2	-1	-1	2
下町	令和5年	3						2			2							1
	令和4年	0										2						
	増減	3						2				2						1
新磯子町	令和5年	0																
	令和4年	0																
	増減	0																
新杉田町	令和5年	9		1				7			2				1	4		1
	令和4年	10						7			1	1		1		4	1	2
	増減	-1		1							-1	1		-1	1		-1	-1
新中原町	令和5年	0																
	令和4年	0																
	増減	0																
新森町	令和5年	1																1
	令和4年	0																
	増減	1																1
杉田	令和5年	69		9	1		1	49			2	16		4	17	10	1	9
	令和4年	43		3	4	4		32				10	1		8	13	1	3
	増減	26		6	-3	-4	1	17			2	6	-1	4	9	-3		6

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

暫定値		令和5年8月末現在																		
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	詐欺盗	キャッシュカード	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他	
	杉田坪呑	令和5年	1							1			1							
令和4年		1																		1
増減		0							1			1								-1
滝頭	令和5年	10		1	2	2			5		1		1	1	1	3	1	1		3
	令和4年	13		3	2	2			8				3	1	1	3	1	1		
	増減	-3		-2	-2	-2			-3		1		-2	1		-3			1	3
田中	令和5年	5		2					3				3							
	令和4年	7		1					5	2			1	1			1			1
	増減	-2		1					-2	-2			2	-1			-1			-1
中浜町	令和5年	2							1											1
	令和4年	2		1					1				1							1
	増減	0		-1									-1							1
中原	令和5年	13		3	2	2			8				5				3			
	令和4年	13	1	3	2	2			11	1			5		1	1	3			1
	増減	0	-1	3	2	2			-3	-1					-1	-1				-1
西町	令和5年	11		1	1	1			7				5		1	1	1	1	1	2
	令和4年	7		3	1	1			3							2	1			
	増減	4		-2	-1	-1			4				5		1	-1	-1		1	2
原町	令和5年	4			1	1			1								1			2
	令和4年	2							2							1	1			
	増減	2			1	1			-1							-1				2
馬場町	令和5年	2			1	1			1				1							
	令和4年	0																		
	増減	2			1	1			1				1							
東町	令和5年	5							5				4	1						
	令和4年	10			1	1			9				5		1	3				
	増減	-5			-1	-1			-4				-1	1	-1	-3				
久木町	令和5年	6			1	1			5							2	3			
	令和4年	2							2					1		1				
	増減	4			1	1			3					-1		2	2			
水取沢町	令和5年	1							1						1					
	令和4年	5							3						1		2			2
	増減	-4							-2								-2			-2
広地町	令和5年	3							2							2				1
	令和4年	1																		1
	増減	2							2							2				
丸山	令和5年	14		2	1	1			9	1			3	1		1	3			2
	令和4年	13		2					11	1		1	4			2	3			
	増減	1			1	1			-2			-1	-1	1		-1				2
峰町	令和5年	1							1								1			1
	令和4年	1																		
	増減	0							-1								-1			1
森	令和5年	48		2	1		1		36	2			8		1	14	11	1		8
	令和4年	40		5	4	3	1		20				7			5	7	1		10
	増減	8		-3	-3	-3			16	2			1		1	9	4			-2
森が丘	令和5年	4																		4
	令和4年	3		1					2								2			
	増減	1		-1					-2								-2			4
洋光台	令和5年	62		5	7	4	3		47				16	2	3	7	19	1		2
	令和4年	59		3	14	9	5		40			1	12		7	6	14	1		1
	増減	3		2	-7	-5	-2		7				-1	4	2	1	5			1

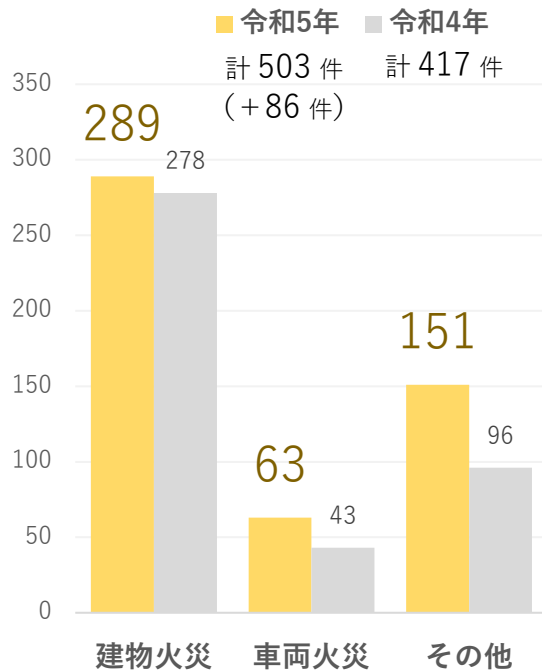
令和5年中の火災・救急状況

<令和5年1月1日～令和5年8月31日>

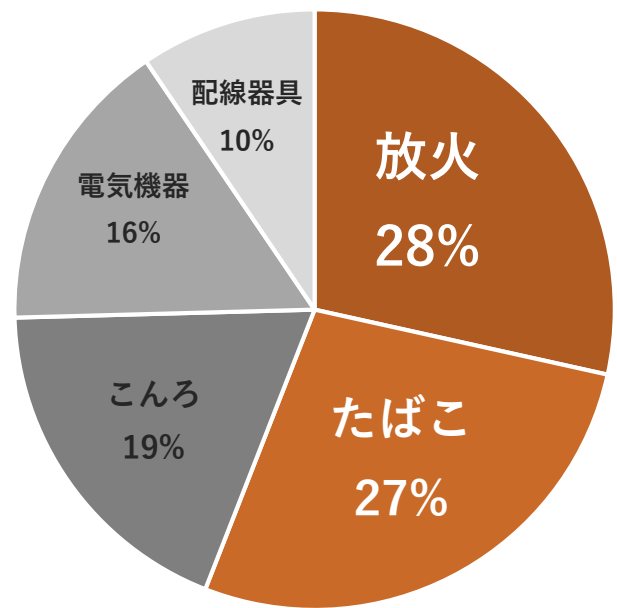
■ 市内の火災件数・原因(前年同月比)

火災件数は昨年同月比で**86件**の増加、火災原因は「放火」次いで「たばこ」が多い

火災種別の状況



令和5年 主な出火原因



■ 区内の火災件数・原因(前年同月比)

		令和5年	令和4年	増減
火災件数		13件	15件	△2件
種別	建物	9件	7件	2件
	車両	1件	3件	△2件
	その他	3件	5件	△2件
焼損床面積		94 m ²	3 m ²	91 m ²
死者数		0人	0人	0人
負傷者数		4人	2人	2人

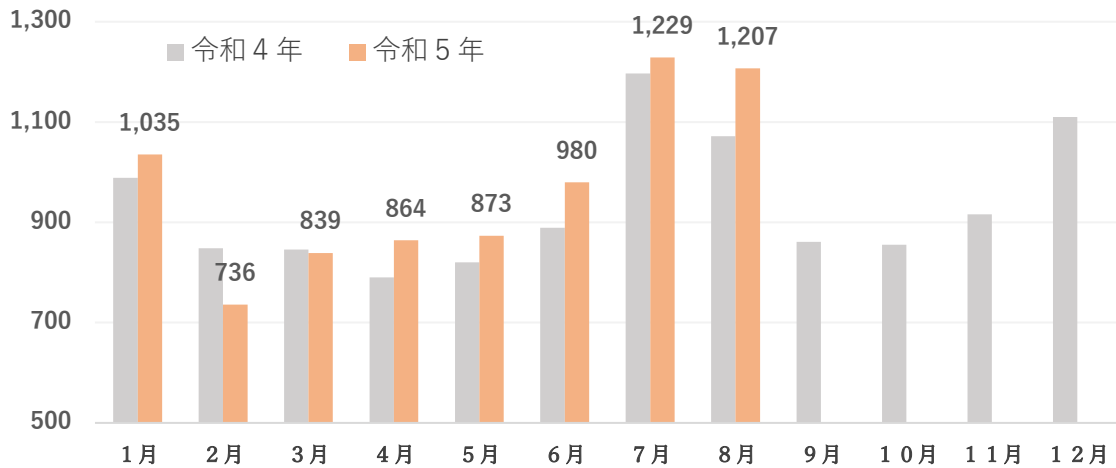
■ 区内の火災 (7、8月発生分)

- ① 7月3日(月) 磯子区滝頭三丁目 建物火災
- ② 7月4日(火) 磯子区杉田八丁目 建物火災
- ③ 7月8日(土) 磯子区新杉田町 車両火災
- ④ 8月8日(火) 磯子区岡村五丁目 建物火災

■ 区内の救急件数

区内 7,763 件 (昨年比 321 件増)

参考：(市内 167,173 件 (昨年比 3,938 件増))



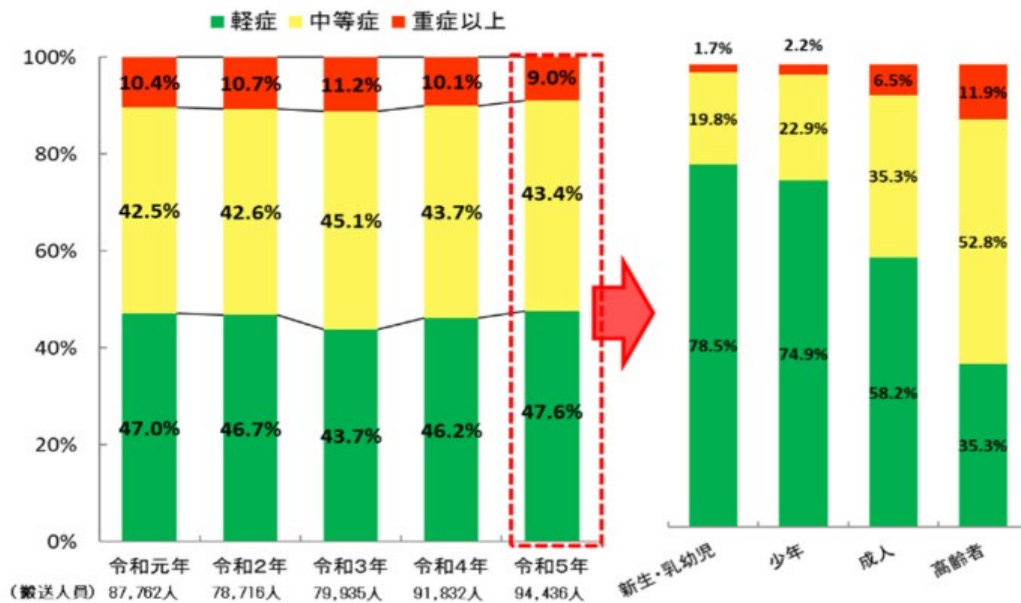
救急車の適正利用にご協力をお願いします

令和5年の救急出場件数、搬送人員はともに、過去最多を記録した昨年を上回るペースで増加しています。

救急隊で搬送された人のうち、約半数が入院を必要としない軽症となっています。地域の限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにするため、救急車の適時・適切な利用に、皆様の御理解と御協力をお願いします。

ただし、事故の状況や症状からみて、**緊急だと感じたら、迷わずすぐに119番通報**をしてください！ご協力よろしくお願いいたします。

図11 傷病程度別搬送人員の割合



横浜市記者発表資料『令和5年上半期火災・救急概況(速報)より』

令和5年9月19日

自治会町内会長 様

磯子消防署長

「防災フェス」開催に関する周知の御協力について（依頼）

秋暑の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域における防火防災に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年11月9日（木）から11月15日（水）までの7日間にわたり全国一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。磯子消防署ではこの期間に、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死者の発生や財産の損失を防ぐことを目的に、「防災フェス」を開催します。一人でも多くの方に参加いただけるよう、自治会町内会の皆様へお知らせいただくよう御協力をお願いします。

1 日時

令和5年11月12日（日） 午前10時から正午まで

2 開催場所

新杉田一丁目ふれあい広場（らびすた新杉田隣）

3 防災フェス概要

(1) 元プロ野球選手「屋鋪 要氏」による一日消防署長

(2) 消防訓練

らびすた新杉田を対象とした消防訓練を実施します。

(3) 音楽隊演奏（横浜市消防音楽隊によるドリル演奏）

(4) 体験ブース

ア 地震体験（起震車による地震体験）

イ 消火体験（水消火器による消火体験）

ウ 防災e-パーククイズ（ウェブサイト上の「よこはま防災e-パーク」内のクイズに挑戦）

エ スタンプラリー（ア・イ・ウの各ブースに参加した際にスタンプを押印し、景品の配布）

【問合せ】

磯子消防署総務・予防課予防係

担当：山下・五嶋・山口

電話/FAX：045-753-0119

Email：sy-isogo-yobo@city.yokohama.jp

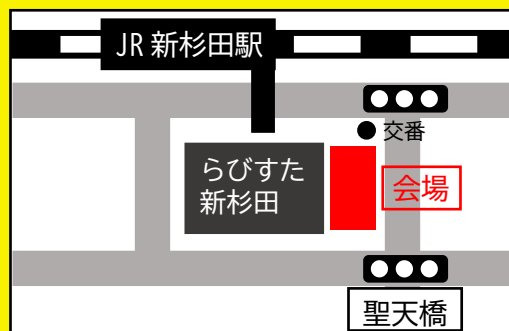
防災フェス

in らびすた新杉田



【日時】 11月12日(日)
10:00~12:00

【場所】 杉田一丁目ふれあい広場
(らびすた新杉田隣)



プロ野球 大洋ホエールズや読売ジャイアンツでも活躍



一日消防署長
屋鋪 要 氏

兵庫県川西市出身(大阪市此花区生まれ)
1977年のドラフト会議で横浜に6位指名を受け入団
1986年から88年まで盗塁王を獲得。
高木豊氏、加藤博一氏と共にスーパーカートリオとして活躍
現在、野球解説者を務める。



スタンプラリーの実施

横浜消防音楽隊による演奏



消防訓練展示



消火器体験



地震体験

問 磯子消防署 ☎045-753-0119
磯子消防署×磯子火災予防協会

プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大について

1 趣旨

温室効果ガスを削減するために、現在燃やすごみとして焼却処理している、プラスチック製品を新たに分別収集します。

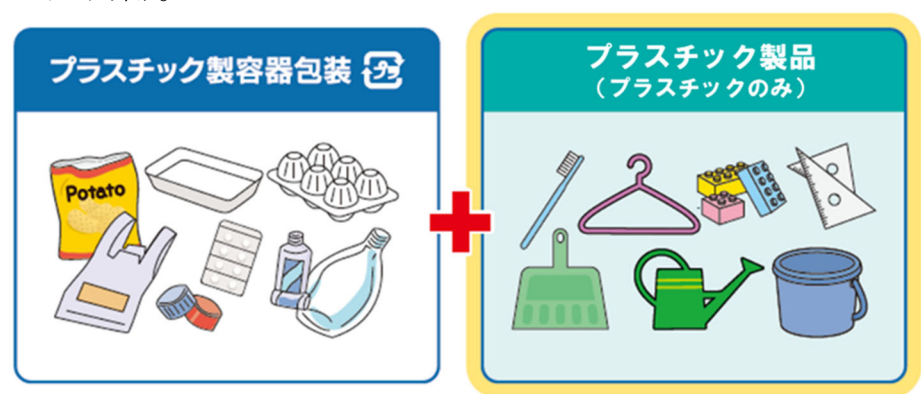
2 新たに分別収集するプラスチック製品

ハンガーやバケツなど、プラスチックのみでできた製品

(※金属などとの複合素材や合成繊維や合成ゴムなどは、引き続き燃やすごみ)

3 排出方法

既に分別していただいている、プラスチック製容器包装と同じ袋で、排出していただきます(週1回収集)。

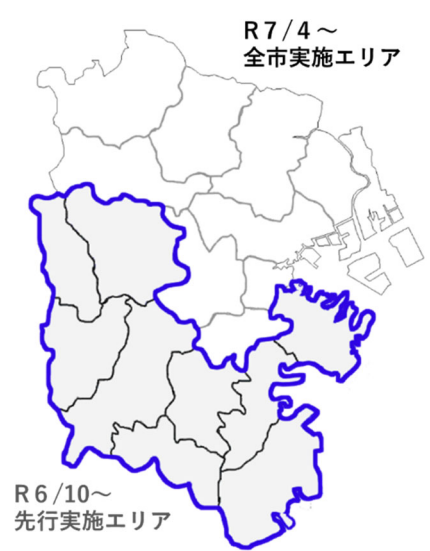


『プラスチック資源』として分別区分を新設
 【プラスチック製容器包装とプラスチック製品】

4 開始時期

令和6年10月 先行実施
 令和7年4月 全市実施

令和6年10月 先行実施		
中区	港南区	旭区
磯子区	金沢区	戸塚区
栄区	泉区	瀬谷区
令和7年4月 全市実施		
鶴見区	神奈川区	西区
南区	保土ヶ谷区	港北区
緑区	青葉区	都筑区



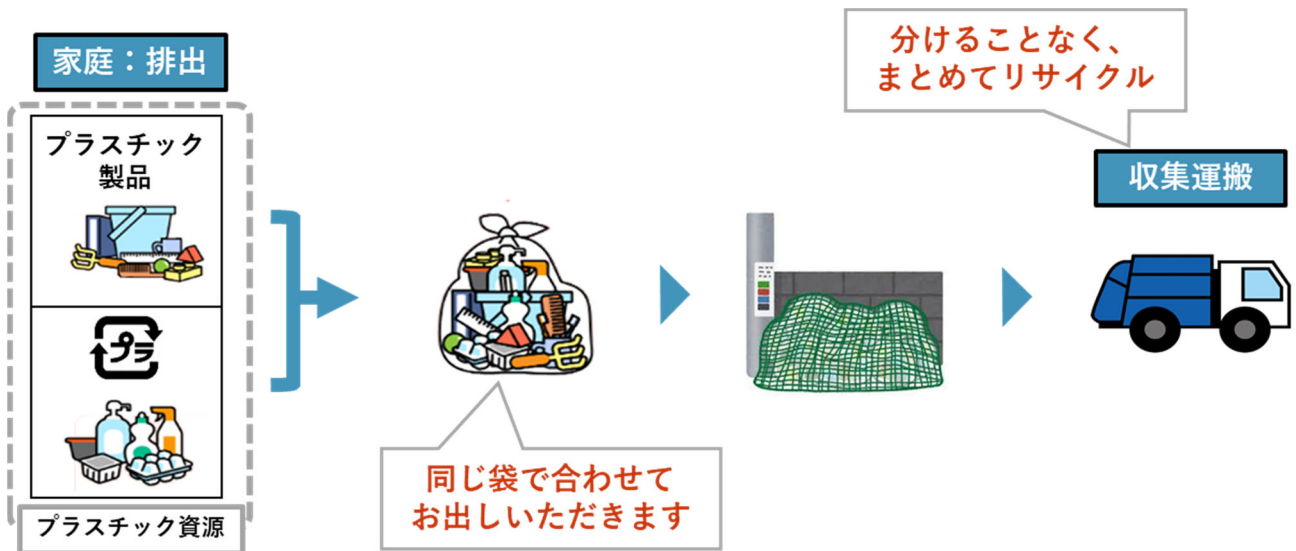
5 今後の予定

新たに分別収集するプラスチック製品の具体的な例を記載したチラシなどを製作し、十分な時間をかけて、丁寧に皆様に周知していきます。

6 その他

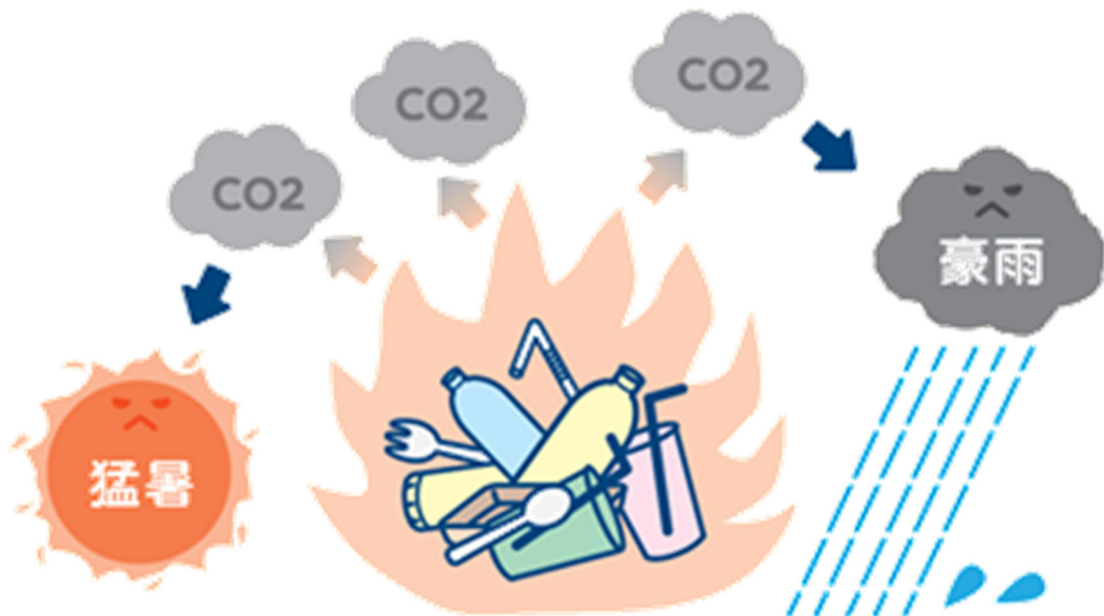
現在、本件を盛り込んだ「新たな一般廃棄物処理基本計画」の策定を進めており、計画策定に向けたパブリックコメントにて市民意見募集を予定しています。詳細は改めてお知らせいたします。

【参考①】 プラスチック資源の分別・リサイクルの流れ



【参考②】 地球温暖化とプラスチックを取り巻く状況

- 地球温暖化は、災害級の猛暑や記録的豪雨など、地球規模の気候変動を引き起こすとされています。
- プラスチックは燃やすと、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（CO₂）を多く発生します。



燃やすごみからプラスチックを減らすことが「温室効果ガスの削減」につながります

第3期健康横浜21素案のパブリックコメントの実施について

市民の皆様の健康づくりに関する計画である「第3期健康横浜21～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～」の素案がまとまりましたので、御報告します。

素案についてパブリックコメントを行いますので、御理解、御協力のほどお願いいたします。今後は、パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、最終案の検討を進め、令和6年3月に計画を策定する予定です。

1 協議・検討経過

第3期健康横浜21は、令和4年度から策定作業に着手し、本市附属機関の健康横浜21推進会議における意見交換を軸に、地域の関係機関・団体や学識経験者との協議・検討を重ねてきました。

2 第3期健康横浜21素案

- (1) 第3期健康横浜21素案パブリックコメント用リーフレット
- (2) 第3期健康横浜21素案冊子

3 パブリックコメントの実施

- (1) 実施期間
令和5年9月27日（水）～10月27日（金）
- (2) 主な周知方法
 - ア 地域の関係機関・団体への説明（9月～10月）
 - イ 市ウェブサイトへの掲載（9月中旬）
 - ウ 広報よこはま市版 はま情報（10月号）
 - エ 市役所・区役所でのパブリックコメント用リーフレット等の配布
- (3) 意見提出方法
電子申請、電子メール、ファクシミリ、郵送

【添付資料】

- ・資料1 第3期健康横浜21素案パブリックコメント用リーフレット
- ・資料2 第3期健康横浜21素案冊子

（担当）磯子区福祉保健課
電話：750-2445 FAX：750-2547
Eメール：is-fukuho@city.yokohama.jp

第3期健康横浜21(素案) 全文の閲覧方法

▶ 第3期健康横浜21(素案)の全文は、横浜市健康福祉局健康推進課ホームページからご覧いただけます。

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kenkozukuri/21/naiyo/3rd/soan.html>

第3期健康横浜21(素案) 🔍



▶ 次の場所で、第3期健康横浜21(素案)の全文を冊子でご覧いただけます。

- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター(横浜市庁舎3階)
- 横浜市健康福祉局健康推進課(横浜市庁舎15階)

御意見の募集期間

令和5年9月27日(水)～10月27日(金)

いずれかの方法で、御意見をお寄せください。

- 1 市電子申請・届出システム入力フォーム
- 2 Eメール kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp
- 3 FAX 045-663-4469
- 4 ハガキ 下のハガキを切り取って御利用ください。切手は不要です。(10月27日 消印有効)



市電子申請・届出システム入力フォームはこちらから

2 Eメール、3 FAXの場合は、件名に「第3期健康横浜21意見」と明記してください。

【注意事項】

- いただいた御意見は、計画策定の参考にさせていただきます。また、個人情報を除き、いただいた御意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。御意見への個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- 御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭による御意見は受け付けておりません。
- 御意見の提出に伴い取得したEメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本件に関する業務にのみ利用させていただきます。

お問合せ

横浜市健康福祉局健康推進課

〒231-0005
 横浜市中区本町6丁目50番地の10
 TEL:045-671-2454 FAX:045-663-4469
 ✉ kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp

令和5年9月発行

皆様の御意見をお寄せください

募集期間

令和5年 9月27日(水)～
10月27日(金)

第3期

パブリックコメント

健康横浜21(素案)

～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～



第3期 健康横浜21とは 計画期間 令和6年度(2024年度)～令和17年度(2035年度)の12年間

横浜市民の最も大きな健康課題の一つである生活習慣病の予防を中心とした、総合的な健康づくりの指針です。健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」を軸に、関連する分野の計画として、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例に基づく「歯科口腔保健推進計画」、食育基本法に基づく「食育推進計画」の3つの計画を一体的に策定します。

基本理念 「共に取り組む生涯を通じた健康づくり」

乳幼児期から高齢期まで継続した生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりに、市民、関係機関・団体、行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指します。



郵便はがき

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

9352

差出有効期間
令和5年11月
15日まで
(郵便切手不要)

横浜市中区本町6-50-10
横浜市健康福祉局健康推進課
健康横浜21担当行

✂
キリトリ線

回答されるあなたの情報を教えてください

住所	<input type="checkbox"/> 横浜市()区	<input type="checkbox"/> 市外
年代	<input type="checkbox"/> 10代以下	<input type="checkbox"/> 20代
	<input type="checkbox"/> 30代	<input type="checkbox"/> 40代
	<input type="checkbox"/> 50代	<input type="checkbox"/> 60代
	<input type="checkbox"/> 70代以上	

◆：新規又は拡充

取組領域	取組テーマ
生活習慣の改善に向けた取組	栄養・食生活
	歯・口腔
	喫煙
	◆ 飲酒
	運動
	休養・こころ
生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組	◆ 暮らしの備え
	健康診査
	がん検診
	◆ 歯科健診
	◆ 糖尿病等の疾患

— 市民の皆様に取り組んでいただきたいこと — ライフステージ別の市民の行動目標		
育ち・学びの世代	働き・子育て世代	稔りの世代
1日3食、栄養バランスよく食べる		
適正体重を維持する		
しっかり噛んで食後は歯みがき	「口から食べる」を維持する	
タバコの害を学ぶ・吸い始めない	禁煙にチャレンジ	
飲酒のリスクを学ぶ・飲み始めない	適度な飲酒量を知る・「飲み過ぎない」を心がける	
体を動かすことを楽しむ	日常の中で「こまめに」動く	
	定期的に「しっかり」運動する	
早寝・早起き、ぐっすり睡眠	睡眠の質を高める・ストレスに気づき、対処する	
	つながりを大切にする	
自然災害等の「もしも」の健康リスクに備える		
屋内で生じる「まさか」の事故を防ぐ		
1年に1回、健診を受ける		
定期的にかん検診を受ける		
定期的に歯のチェック		
検査結果に応じた生活習慣の改善・早期受診・治療継続		

取組領域	取組テーマ
新たに設定 健康に望ましい 行動を取りやすくする 環境づくり	◆ 食環境づくり
	◆ 給食施設の栄養管理
	◆ 受動喫煙防止対策
	◆ 職場における健康づくり

— 市民の皆様を取り巻く環境へのアプローチ — 環境づくりの目標	
健康への関心の有無にかかわらず、誰もが栄養バランスのよい食事を選択できる食環境を、食品関連事業者等と連携し整える	
給食施設がその利用者を対象に、食事の提供を通して、健康の保持増進、疾病の予防、望ましい食習慣の形成を行うことができる環境を整える	
あらゆる場において市民が受動喫煙をする機会を減らす	
健康経営に取り組む事業所を増やす 健康経営の取組により従業員の健康状態が改善したと感じる事業所を増やす	

■ 市民の皆様の健康づくりを支えるために、行政が中心となって関係機関・団体の皆様とともに重点的に推進する取組

将来を見据えた健康づくりの強化				自然に健康になれる環境づくり	デジタル技術等の更なる活用	誰も取り残さない健康支援	地域人材の育成／活動支援		
職場を通じた健康づくり	女性の健康づくり応援	青年期からの意識啓発	健康を守る暮らしの備え	食環境づくり	禁煙支援・受動喫煙防止	健康状態の見える化と行動変容の促進	糖尿病等の重症化予防	健康格差を広げない取組	地域のつながりで行う健康づくり

🦷 歯科口腔保健の推進 (歯科口腔保健推進計画)

生涯を自分の歯で過ごし、健康を維持していくために「生涯を通じて食事や会話ができる」を基本目標とし、それを実現するため、歯科口腔保健にかかる健康行動の中から、2つの行動目標を設定します。

行動目標1
むし歯・歯周病を予防する

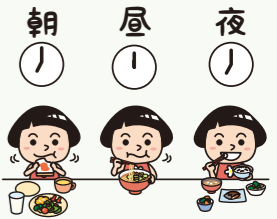
行動目標2
口腔機能の健全な発育・発達・維持向上に努める



🍴 食育の推進 (食育推進計画)

「食」を通して健康と豊かな人間性を育み、活力ある横浜を創る」を基本理念とし、それを実現するため、2つの基本目標を設定します。

基本目標1
おいしく楽しい「食」や食環境づくりの推進が、市民一人ひとりの生涯を通じた健康を支える (健康増進の視点)



基本目標2
食の多様性や横浜らしい食文化を継承し、食に関する持続可能な環境を整える (社会・環境・食文化・食の安全の視点)

第3期 健康横浜 21 (素案) について
自由に御意見をお寄せください。

✂️
キリトリ線

災害用備蓄食料を

無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

※ 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大25箱まで、クラッカー、ビスケットは最大10箱まで申込可能です。

① 保存パン 1,300箱 (26,000食) 程度

【参考】

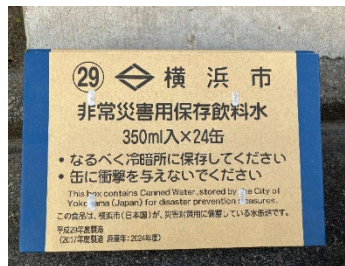
- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：令和6年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約2kg



② 水缶詰 5,800箱 (139,200本) 程度

【参考】

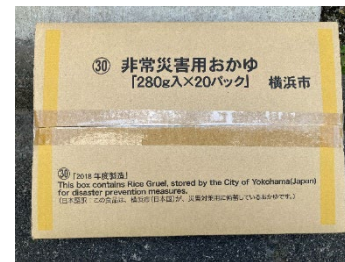
- ・ 1箱当たりの本数：24本
- ・ 賞味期限：令和6年8月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
27cm×40cm×13cm／約8kg



③ おかゆ 2,700箱 (54,000食) 程度

【参考】

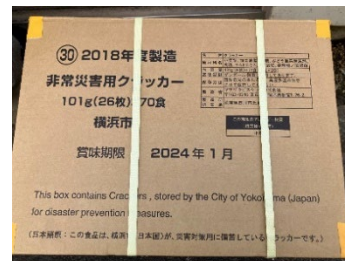
- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：令和6年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約5kg



④ クラッカー 500箱 (35,000食) 程度

【参考】

- ・ 1箱当たりの食数：70食
- ・ 賞味期限：令和6年1月または2月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
26cm×50cm×37cm／約7kg



⑤ ビスケット 700箱 (70,000食) 程度

【参考】

- ・ 1箱当たりの食数：100食
- ・ 賞味期限：令和6年8月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
24cm×39cm×28cm／約5kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人は対象外とさせていただきます。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和5年9月25日（月）～令和5年10月15日（日）

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。下記の【URL】または【二次元コード】よりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いいたします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c3b508f9-5079-4fa6-9c8d-deae9bfa9c52/start>

【二次元コード】



【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「申込番号」は、申込みの抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。（右の画面が表示されます）

申請の完了 サンプル

令和5年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）については、令和5年10月31日（火）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表いたします。

抽選結果の確認には、申込が完了した際に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、以下の【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



(4) 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大 25 箱まで、クラッカー、ビスケットは最大 10 箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいたきますようお願い致します。
- エ 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- オ 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申し込まれた各団体様で処分をお願いいたします。

4 備蓄食料の配布場所

配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。
各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイト[※]に掲載しています。

※前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

団体の所在地	配布場所	住所
鶴見区	入船方面別備蓄庫	横浜市鶴見区弁天町3-1
神奈川区		
西区	西区中央方面別備蓄庫	横浜市西区中央1-18
中区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
南区		
港南区		
保土ヶ谷区	保土ヶ谷土木事務所 神戸町資材置場	横浜市保土ヶ谷区神戸町198-5
旭区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
磯子区		
金沢区		
港北区	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
青葉区	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
戸塚区	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
泉区	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190

5 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

(電話) 045-671-2011

自治会町内会活動のデジタル化を支援します！

出張講座＆相談会＆アドバイザー派遣 追加募集のご案内

【募集期間：令和5年9月19日（火）～令和6年1月12日（金）】

《出張講座》

まずは、みんなでスマホの使い方を習ってみたい！

- スマホって本当に便利なの？
- 音声入力って簡単？
- メッセージはどうやって送るの？



自治会町内会でのデジタル化について学びたい、スキルアップしたい！

- 自治会の資料を共有する方法を見直したい
- お祭りや防災訓練など広報活動にデジタル機器は使える？

そんな自治会・町内会の皆さんは、まずは地域振興課にご連絡を！

《相談会》

自治会・町内会でのデジタル機器の活用について、
個別に専門家のアドバイスが欲しい！

- 新しく購入するのに、どんな機材が役に立つ？
- 自治会・町内会へのデジタル化導入は、まずは何から始めるのがいい？
- 自分たちの課題解決にデジタル機器は役立つの？



そんな自治会・町内会の皆さんは、まずは地域振興課にご連絡を！

《アドバイザー派遣》

自治会・町内会活動のデジタル化について、
継続的にサポートして欲しい！

- 自治会・町内会のホームページを作成したいけど、自分たちでできるもの？
- 紙で管理している資料を、データ化するにはどうしたらいい？



そんな自治会・町内会の皆さんは、まずは地域振興課にご連絡を！



具体的なことは何も決まっていなくても、
ICTに関心がある・新しいものを活動に取り入れたい
という自治会・町内会の皆様も大歓迎です！
ご希望に合わせて実施しますのでお問い合わせください。

裏面あり

～自治会町内会活動デジタル化支援事業 概要～

《出張講座・相談会》

ご要望に合わせてメニューをご提案しますので、
まずは地域振興課にご連絡ください！

(1) 申込対象

磯子区内の自治会町内会または地区連合町内会

(2) 開催日程・場所

自治会町内会等が開催を希望する日程・場所（夜間、土日祝も可。）

(3) 開催回数・時間

出張講座：1団体あたり原則1回又は2回、開催時間は2時間程度

相談会：1団体あたり1回、開催時間は1回あたり1時間程度

《アドバイザー派遣》

(1) 申込み対象

磯子区内の自治会町内会又は地区連合町内会

自治会町内会に所属する団体（子ども会、老人クラブ等）

(2) 派遣時期・場所

自治会町内会等が派遣を希望する日程・場所（夜間、土日祝も可。）

(3) 派遣回数・時間

事前ヒアリングを含め、2回～4回

派遣時間は1回あたり1時間～2時間程度

～問合せ先～

詳細や申込方法については、下記連絡先までお問い合わせください。

地域振興課地域活動係 金澤・中谷

電話：750-2391 メール：is-chishin@city.yokohama.jp

（磯子区HPにも詳細を掲載しています）

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/ict.html



令和5年度コスモスミーティング実施報告について

今年度も昨年度に引き続き各地区においてコスモスミーティングを開催していただき、ありがとうございました。自治会町内会ほか地域で活動する委嘱委員の方など全9地区で延べ258人の方に御参加いただき、それぞれのテーマに沿って、地域の課題解決に取り組んでいる様々な事例の紹介や、各自治会町内会で懸案になっている問題などについての活発な意見交換が行われました。

各地区の意見交換の概要と、当日ご回答いただいたアンケートの結果についてご報告します。

1 実施日時等

地区名	実施日時	参加人数	テーマ
根岸	6/22(木)	26人	各自治会町内会で抱える問題点について
滝頭	7/13(木)	38人	障がいのある方、外国にルーツを持つ方とのつながりについて
岡村	7/5(水)	41人	こどもの居場所
磯子	7/24(月)	18人	防災、ごみ問題
汐見台	6/24(土)	33人	高齢化による自治会活動の弊害について
屏風ヶ浦	7/18(火)	21人	自治会町内会の労力軽減や担い手確保のため、行政と自治会町内会が行っている取組工夫や課題について
杉田	6/28(水)	25人	区制100周年に向けて 杉田地区の過去・現在・未来への取組～杉田地区の魅力再発見～
上笹下	6/17(土)	26人	子どもの成長 地域でできること
洋光台	7/27(木)	30人	自治会町内会への加入促進への取組みについて

参加人数：区役所職員を含みません



コスモスミーティングは、自治会町内会や各種団体の皆様が地域課題を共有し、課題解決のための意見交換や先進的な取組事例の紹介を行うもので、地区連合町内会ごとに平成23年度から開催していただいております。今年度で12回目となりました。

2 各地区の様子

根岸地区 テーマ 「各自治会町内会で抱える問題点について」

根岸地区では、日頃、各自治会町内会や団体、学校、施設等で抱える問題点について、それぞれの状況や対応策などを意見交換しました。

出された問題点としては、防災用品の備蓄庫が不足している、自治会や子供会の役員のなり手がいない、高齢者の増加に伴う民生委員の負担増、駐輪場の不足、住宅の建替に伴うゴミ置場の確保問題など多岐にわたりました。それぞれが抱える悩みや解決方法、対応策の紹介があり、活発な議論が行われました。



滝頭地区 テーマ 「障がいのある方、外国にルーツを持つ方とのつながりについて」

滝頭地区では、スイッチ ON 磯子滝頭地区推進会議との合同で開催されました。まず、障がいの当事者のご家族及び学校現場からの報告があり、その後、4グループに分かれて意見交換を行いました。

グループ発表では、「理解しようという関わりが出てきている」「近所の方からの声掛けが大事」「小さいグループでの話し合いの機会を持ったらよい」「健民祭で障害者の方の優先席を作っている」「外国の方のため災害時の対応に関しチラシに振り仮名を振ってわかるようにする」などの意見が出されました。



岡村地区 テーマ 「こどもの居場所」

岡村地区では、こどもの居場所づくりのための方策や行事等の検討などについて話し合いました。既に活動している泉谷の「マグネット」の活動状況及び西部第一自治会館の新たな居場所への取組説明の後、3グループに分かれて意見交換を行いました。

グループ発表では、「子どもたちの興味のある行事等を行うには?」「子どもがやってみたいことを聞く仕組みづくり」「親子を一緒にターゲットにした行事を」「公共施設がない」ぶん、「公園を活用した事業」「暗渠通路の活用に向けてみんなで考えて」等の意見が出ました。



磯子地区 テーマ 「防災、ごみ問題」

磯子地区では、まず「防災」について、区役所の説明及び山手町内会の安否確認訓練を中心とした取組の発表が行われました。山手町内会の発表では、訓練の成果として、近所同士で助け合うことの大切さを皆に理解していただいたとの話がありました。意見交換では、要援護者名簿の取扱いや活用方法などについて、様々な質問や意見が出されました。

また、「ごみ問題」では、ごみ集積場所の確保の苦労や収集方法について意見交換が行われました。「ごみ問題」については、来年も引き続き話し合う予定です。



汐見台地区 テーマ 「高齢化による自治会活動の弊害について」

汐見台地区では、テーマに関する区役所の取組の説明の後、3グループに分かれてグループミーティングを行いました。

グループ発表では、「会長や会計など役員の負担が大変だ」「役員を頼むと自治会を辞めてしまうなど後継役員のなり手がいない」「小規模自治会では独自の活動がしにくい」「自治会の規模の拡大には連合の支援が必要」「補助金の申請手続きを簡略化できないか」「防災に関して若い人と高齢者のつながりが必要」など様々な課題が出されました。



屏風ヶ浦地区 テーマ 「自治会町内会の労力軽減や担い手確保のため、行政と自治会町内会が行っている取組工夫や課題について」

屏風ヶ浦地区では、テーマに対する区役所の取組事例の紹介の後、2つのグループに分かれ、各自治会町内会での取組み状況や活動の工夫についての紹介と意見交換を行いました。

グループ発表では、「町内会の運営を、担い手がいないのでどう進めたらいいかなかなか難しい」「市区にいろいろ問合せをしようとするときに、どこの窓口に話したらいいかわからない」「自治会活動を、もうちょっと結びつきを強めるようにしていきたい」などの報告がありました。



杉田地区 テーマ 「区制 100 周年に向けて 杉田地区の過去・現在・未来への取組～杉田地区の魅力再発見～」

杉田地区では、最初に、杉田地区の歴史について、杉田北部自治会の小井田会長から話をいただき、その後、4グループでグループワークを行いました。

グループ発表では、「これから残したいものは、梅、祭り後継者」「今後、買物支援が必要になってくる」「富士山が見える場所が何か所かある」「木を植えるような場所があったらできるだけ梅を植える」「物価も安いし商店街も近く、自然も多い」「冊子やマップ、看板設置などで魅力を PR すべき」などの意見が出されました。



上笹下地区 テーマ 「子どもの成長 地域でできること」

上笹下地区では、上記のテーマに関し、地域で行っている活動、地域で感じる子どもを巡る課題などについて3つのグループで意見交換を行いました。

意見交換では、「子どもたちが安心して集まれる場所が身近にあったらいい」「父親、母親が話ができる場があればいい」「老人会が公園を手入れしたら小学生がたくさん来た」「大人が「よく来たね」など声をかけることも必要」「子供会の役員になりたくないから子供会に入らないという家庭が増えている」などの意見が出されました。



洋光台地区 テーマ 「自治会町内会への加入促進への取組みについて」

洋光台地区では、加入促進への取組みについて、自治会町内会長等9名の方から発表がありました。

発表では、住民同士の交流や顔の見える関係ができる、防災の知識が身につくといったメリットをアピールしたり、祭りに中学生ボランティアに参加してもらう、役員に女性を活用するといった活性化に向けた工夫の一方、役員の負担感や担い手不足、高齢化や外国籍住民の増加に伴うゴミ収集の問題、加入率の低下や会費の徴収方法の工夫の検討など、様々な課題も出されました。



3 アンケート結果

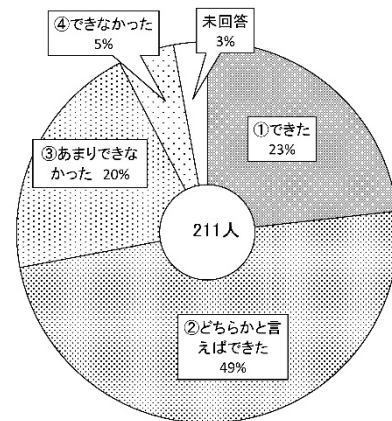
参加者 258 人、回答者計 211 人、回答率 81.8%

質問1 所属を教えてください。

①自治会町内会 151 人、②学校、公共施設など 14 人、③委嘱委員ほか 44 人、未回答 2 人

質問2 コスモスミーティングは、自治会町内会を中心とした地域で活動する様々な団体や人々が地域課題を共有し、地域の皆さまが課題解決のための意見交換などを行うことを目的としています。本日のコスモスミーティングでは、地域課題解決につながる議論ができたと思いますか。また、その理由も教えて下さい。

① できた	49 人	(23.2%)
② どちらかと言えばできた	103 人	(48.8%)
③ あまりできなかった	43 人	(20.4%)
④ できなかった	10 人	(4.7%)
○ 未回答	6 人	(2.8%)



【理由 ※抜粋】（丸数字；回答した選択肢）

① できた

- ・各自治会・町内会の問題点を知る事が出来ました。解決出来なくても問題提起が重要である。
- ・皆さんの色々な経験が聞く事ができて勉強になりました。
- ・私自身が沢山触発を受けました。できる事は小さいかもしれませんが、そこから取り組んでいければいいなと思います。

② どちらかと言えばできた

- ・他の自治会の活動の様子や話を聞くことができ、よかったです。自治会のかかえる問題、同じような状況だとわかってよかった
- ・議論は出来ましたが、どの様に今後反映するかが問題であると思います。
- ・子どもの成長、安心、安全をととても大切に考えているということがひしひしと伝わってきたから
- ・現場にしか分からない、今後の地域の未来がかかった課題の認識をすることができました。

③ あまりできなかった

- ・時間が不足。何か別の機会が必要。
- ・課題のみの発言が多く、解決に向けての発言が少なく議論がなされなかった。

④ できなかった

- ・時間が足りないので、表面上の議論に終止した。

質問3 今後、地域で話し合いたい内容はありますか。(3 つまで)

※選択項目：高齢化・防災・防犯・子育て・ごみ・地域の活性化・地域の担い手づくり・地域のつながりづくり(孤立予防)・空き家・まちづくり・交通・インターネットやパソコンの活用・その他

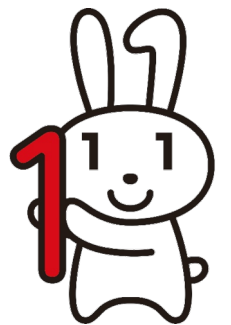
【地区別上位5項目】

	1	2	3	4	5
全地区	高齢化(44.1%)	地域の担い手づくり(42.2%)	地域の活性化(31.8%)	防災(27.0%)	地域のつながりづくり(孤立予防)(26.1%)
根岸	地域の担い手づくり(61.9%)	高齢化(38.1%)	地域の活性化(33.3%)	ごみ(28.6%)	防災・地域のつながりづくり(各23.8%)
滝頭	地域の担い手づくり(48.4%)	高齢化(45.2%)	ごみ(35.5%)	地域の活性化(32.3%)	防災(25.8%)
岡村	地域の活性化(40.0%)	高齢化(34.3%)	地域の担い手づくり(31.49%)	地域のつながりづくり(孤立予防)(25.7%)	子育て(20.0%)
磯子	高齢化(75.0%)	地域の担い手づくり(62.5%)	防災・地域のつながりづくり(孤立予防)(各25.0%)		防犯・ごみ・地域の活性化・交通(各12.5%)
汐見台	高齢化・防災(各42.9%)		地域の活性化・地域の担い手づくり(各35.7%)		防犯(25.0%)
屏風ヶ浦	高齢化(69.2%)	地域の担い手づくり(53.8%)	防災(30.8%)	地域の活性化(23.1%)	防犯・地域のつながりづくり(各15.4%)
杉田	高齢化・地域のつながりづくり(各50.0%)		地域の担い手づくり(31.8%)	地域の活性化(27.3%)	防災・ごみ(各18.2%)
上笹下	地域の担い手づくり(52.2%)	高齢化(39.1%)	地域の活性化・地域の担い手づくり(各30.4%)		子育て(21.7%)
洋光台	ごみ(43.3%)	高齢化・防災(各40.0%)		地域の活性化・地域の担い手づくり(各30.0%)	

質問4 その他、本日の感想や今後開催していくうえでの改善点がありましたら、自由にご記入ください。【抜粋】

- ・いろいろな問題点が出た様に思う。出席者が各町にもちかえってもう少し掘り下げる事が出来ればと思う。
- ・グループわけで話し合い出来た事よかったと思います
- ・もっと時間がほしい！自治会単位で集って掘下げた方が良いのでは？と思いました。
- ・良かった。議論しつづける事が大切だと思います。
- ・短時間で課題解決は無理！同じテーマで毎回3～4回は話し合うようにしないと。
- ・いろいろな声、生の声がきこえておもしろかった。これが地域づくりになるんですね。
- ・いろいろな立場の人が意見交換するのは大切だと感じました。
- ・それぞれの町内の様子がわかって参考になった

「公金受取口座」及び「健康保険証」情報の 確認方法



「マイナポータル」という国が運用する専用アプリを利用して確認します。

①パソコンで確認する方法

パソコンで確認するには、「ICカードリーダーライター」等を別途購入する必要がありますので、今回は説明を割愛します。

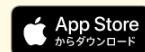
②スマートフォンで確認する方法

 **マイナンバーカード読み取り機能付きの対応スマートフォンが必要です。**  

②-1 マイナポータルアプリをインストール



マイナポータルアプリ
ログイン時に「マイナンバーカードの読み取り」を行うため、本アプリが必要です。



②-2 マイナポータルアプリを起動

②-3 マイナンバーカード受取時に設定した数字4桁の暗証番号を入力し、
マイナンバーカードを読み取って、マイナポータルアプリにログイン



②-4 マイナポータルの**利用者登録**

→ 別紙1-1~1-7参照

②-5 注目の情報から「**公金受取口座**」及び「**健康保険証**」情報を確認

→ 別紙2参照

■「アプリを起動」 ※iPhoneの場合の画面で説明しますが、Androidでも基本的に同じ画面です。

1 マイナポータルアプリを起動する【1/7ステップ】

スマートフォン(iPhoneなど)のホーム画面からマイナポータルアプリを起動して画面を表示し、「登録・ログイン」ボタンを押します。

●マイナポータルアプリから操作する方



補足

マイナポータルアプリからマイナポータルにログインする際に、以下の画面が表示される場合があります。



(対処方法)

App Storeボタンを押して外部のサイトに接続し、インストールを実施してください。

利用者登録は、**7ステップ**で完了!



■ 「マイナンバーカード認証」

2 マイナンバーカードを読み取る【2/7ステップ】

パスワード入力画面が表示されます。マイナンバーカードに設定されているパスワードを半角数字4桁で入力し、「次へ」ボタンを押します。マイナンバーカードを読み取る旨が表示されたら、スマートフォン(iPhoneなど)をカードの上に置き、「読み取り開始」ボタンを押します。



マイナンバーカードのパスワードとは

マイナンバーカードを市区町村の窓口等で受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字4桁のパスワードのことです。

■ 「マイナンバーカード認証」

3 マイナンバーカードの読み取り完了【3/7ステップ】

マイナンバーカードをセットしたまま、しばらく待ちます。

認証成功の確認メッセージが表示されたら、マイナンバーカードを取り外します。



■ 「利用者登録」(初回のみ必要な作業です)

4 利用者登録をはじめる【4/7ステップ】

ログインが成功した場合は、利用者登録をはじめます。

「登録をはじめる」ボタンを押します。

The screenshot shows a mobile application interface for user registration. The main title is "利用者情報の登録" (Registration of User Information). Below the title, there is a link "利用者情報とは" with an external link icon. A white dialog box with a red border is overlaid on the screen, containing the text "ようこそ" (Welcome) and "マイナポータルを利用するために利用者情報の登録をしてください。" (Please register your user information to use My Number Portal). At the bottom of the dialog box is a blue button with the text "登録をはじめる" (Start Registration). Below the dialog box, the screen shows a section for "メールアドレス" (Email Address) with a sub-instruction "入力いただいたメールアドレスに確認コードを送ります。" (We will send a confirmation code to the email address you entered). There is an empty input field for the email address. At the bottom, there is a "注意" (Note) section with a bullet point: "スマホ用電子証明書搭載サービス" with an external link icon, followed by the text "をお使いになる方は端末を紛失した場合に備えて、スマホ以外で受け取れるメールアドレスを登録してください。" (For users who use the service, please register an email address that can be received on a device other than a smartphone in case of loss of the terminal).

■ 「利用者登録」(初回のみ必要な作業です)

5 利用者登録情報を入力する【5/7ステップ】

利用者情報の登録画面(メールアドレスの登録)が表示されます。

メールアドレスの登録は任意となりますので、ここでは登録しない場合を説明します。

メール通知設定について「希望しない」を選択し、利用規約等に同意した上で、次へ進むボタンを押します。

The screenshot shows a mobile application interface for user registration. The title is "利用者情報の登録" (User Information Registration). Below the title is a link "利用者情報とは" with an external link icon. The "メール通知設定" (Email Notification Setting) section has the subtext "通知設定は後から変更できます。" (Notification settings can be changed later). There are two radio button options: "メール通知を希望する" (I want email notifications) and "メール通知を希望しない" (I do not want email notifications). The second option is selected and highlighted with a red box. The "規約などの同意" (Agreement with Terms, etc.) section has two checked checkboxes: "利用規約" (Terms of Use) and "プライバシーポリシー" (Privacy Policy), both with external link icons. These checkboxes are also highlighted with a red box. At the bottom, there is a large blue button labeled "次へ" (Next), which is also highlighted with a red box.

■ 「利用者登録」(メールアドレスを登録する場合)

5-1 利用者登録を入力する

利用者登録(メールアドレスの入力)が表示されます。

メール通知設定について「**メール通知を希望する**」を選択の上、メールアドレスを入力し、利用規約等に同意した上で、「確認コードを送信ボタン」を押します。

※利用者登録の情報は登録後、修正できます。

メール通知設定
通知設定は後から変更できます。

メール通知を希望する
 メール通知を希望しない

メールアドレス
入力いただいたメールアドレスに確認コードを送ります。

注意
* [スマートフォン連携サービス](#) をお使いになる方は端末を紛失した場合に備えて、スマホ以外で受け取れるメールアドレスを登録してください。

規約などの同意
 [利用規約](#) に同意する
 [プライバシーポリシー](#) に同意する

確認コードを送信

5-2 確認コードを入力する

設定したメールアドレスに送られた確認コードを入力します。

半角数字6桁を入力し、「次へ」ボタンを押します。

確認コードの入力

確認コード
@gmail.comにメールで送られた6桁の確認コードを入力してください。

確認コードが届かない場合、ドメイン (@myna.go.jp) が迷惑メールに指定されている可能性があります。

[確認コードを再送](#)

次へ

戻る

■ 「利用者登録」(初回のみ必要な作業です)

6 利用登録内容の確認【6/7ステップ】

入力した利用登録内容を確認の上、「登録」ボタンを押します。

登録内容確認

利用者情報

以下の内容で利用者情報の登録を行います。

メール通知設定

メール通知を希望しない

登録

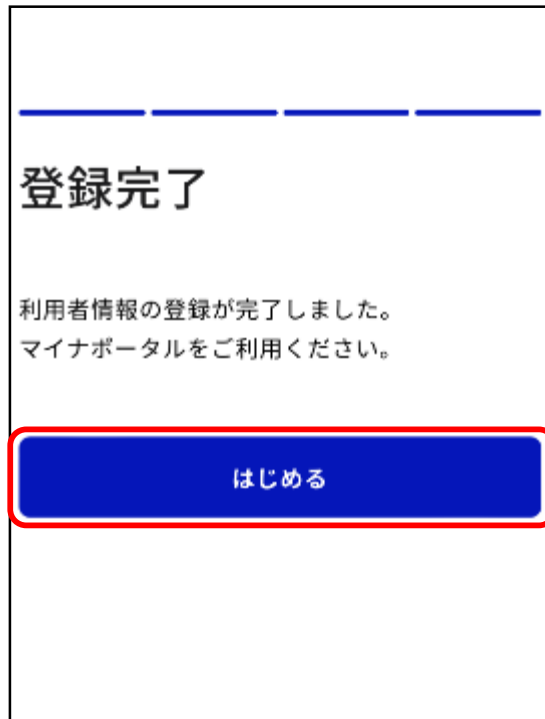
修正

■ 「利用者登録」

7 利用者登録の完了【7/7ステップ】

利用登録が完了しました。

引き続き、マイナポータルを利用する場合は、「はじめる」ボタンを押します。



■「公金受取口座」及び「健康保険証」情報の確認方法（スマートフォン）

① マイナポータルにログイン後、トップページの「登録状況の確認」の「確認」ボタンを押してください。

② 「公金受取口座」と「健康保険証」の状況を確認します。



公金受取口座は、「公金受取口座」を押してください。



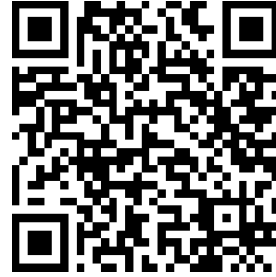
健康保険証情報は、「健康保険証」を押してください。

■参考情報

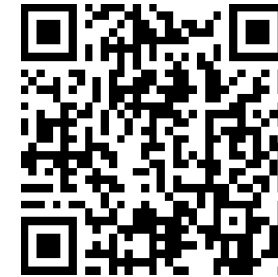
○マイナポータルについて



○マイナポータル対応スマートフォン



○マイナポータル操作マニュアル



○マイナポータルにおける事前準備

(iPhoneの場合)



(Androidの場合)



○マイナポータルアプリのインストール

(iPhoneの場合)



(Androidの場合)



令和5年9月19日

自治会町内会長 様

磯子区福祉保健課長

**令和5年度「磯子区社会福祉大会」「スイッチON磯子講演会」
の開催について（依頼）**

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域福祉保健の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度磯子区地域福祉保健計画（スイッチON磯子）講演会を次のとおり開催いたします。活動を実施している皆様にご周知していただき、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

また、第1部として磯子区内の社会福祉の推進に特に功績のあった個人または団体を表彰する「磯子区社会福祉大会」を開催いたしますので、併せてご参加いただければと存じます。

なお、民生委員児童委員協議会及び地区別スイッチON磯子推進組織には、別途お知らせいたします。

1 日時

令和5年10月24日（火） 午後1時30分～4時00分（午後1時開場）

第1部：午後1時30分～2時10分 「磯子区社会福祉大会」

第2部：午後2時30分～4時00分 「スイッチON磯子講演会」

2 会場

磯子公会堂ホール（講堂）

3 実施内容

（1）第1部：磯子区社会福祉大会

（2）第2部：スイッチON磯子講演会

講演テーマ：知る。～身近な障害のある人の暮らし～

講師：西尾 敦史 氏（愛知東邦大学教授）

久保 雅美 氏（(一社)IKKA 代表）

講演内容：障害のある方は、皆さんの身近で、暮らしています。まずは「知る」。

障害者の人生史をテーマに、講演します。

4 対象者

スイッチON磯子、講演テーマに興味をお持ちの方

5 添付資料

講演会チラシ

【担当】 磯子区福祉保健課 事業企画担当

朝日・尾形・小島

TEL：750-2442

e-mail:is-fukuhokeikaku@city.yokohama.jp

令和
5年度

磯子区社会福祉大会

磯子区社会福祉協議会福祉功労者表彰

スイッチON磯子講演会 知る。～身近な障害のある人の暮らし～

日時 **10月24日(火) 13時30分～16時00分**
(13時00分 開場)

場所 **磯子公会堂** (磯子区磯子3-1-5 磯子区総合庁舎内)

※1 ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください

※2 親子室もございます。お子様と一緒にご参加いただけます

無料

申込
不要

第1部

13時30分～14時10分

磯子区社会福祉大会

磯子区内において社会福祉の
増進に特に功績のあった
個人または団体を表彰し、
感謝の意を表します。

1部と2部の間に
ISOGO体操
を実施します
梅さんと一緒に体を
動かしましょう

第2部

14時30分～16時00分

スイッチON磯子講演会 知る。～身近な障害のある人の暮らし～

講師 ※プロフィールは裏面

西尾 敦史 氏(愛知東邦大学教授)

久保 雅美 氏((一社)IKKA 代表)

お問合せ

社会福祉大会について
(福)横浜市磯子区社会福祉協議会

電話:045-751-0739

FAX:045-751-8608

講演会について

磯子区福祉保健課事業企画担当

電話:045-750-2442

FAX:045-750-2547

同日開催

13時00分～16時00分

障害者施設自主製品販売 @区民ホール

フードドライブ @公会堂入口

※詳細は裏面

第2部講演会講師プロフィール

障害のある方は、皆さんの身近で、暮らしています。
まずは「知る」。
障害者の人生史をテーマに、講演します。

クボ マサミ 久保 雅美氏

一般社団法人 IKKA代表
社会福祉士・ひふみ認定コーチ・
産業カウンセラー
2000年生まれのダウン症の
娘・2003年生まれの息子の母



ニシオ アツシ 西尾 敦史氏

愛知東邦大学 人間健康学部教授
専門は地域福祉・地域防災
第1期磯子区地域福祉保健計画
策定委員長
第4期磯子区地域福祉保健計画
オブザーバー

障害者施設 自主製品販売とは

通称、コスモスショップ。
区内の障害者施設の自主製品
を販売しています。
パン・お弁当・焼き菓子・手工芸
品・野菜など様々な製品を
販売しています。

毎月第3水曜日と
第3木曜日
の10時～15時
区役所1階区民ホール
にて、定期的開催
しています。



フードドライブとは

食べきれない食品の持ち寄り活動。
いわゆる「おすそわけ」です。
該当する食品がありましたら、
当日会場へお持ちください。

いただいた食品は、
生活に困窮している方や福祉関連施設、
各地区の「こども食堂」などに
責任を持ってお配りします。
皆さまのご協力
をお願いいたします。

ご寄付いただきたい食品

- ★穀類(お米、麺類、小麦等) ★乾物(のり等)
- ★保存食(缶詰・瓶詰等) ★調味料各種 ★食用油
- ★飲料(ジュース、コーヒー、お茶等)
- ★ギフトパック(お歳暮、お中元等)
- ★インスタント食品、レトルト食品など

ご寄付の条件

- ①賞味期限が明記され、かつ2か月以上あるもの
- ②常温で保存可能なもの
- ③未開封であるもの
- ④破損していないもの、中身がでていないもの
- ⑤お米は古くないもの

会場案内

磯子公会堂

JR根岸線「磯子駅」徒歩5分 磯子区総合庁舎内



※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

磯子区連合町内会長会資料
令和5年9月19日

自治会町内会長様

磯子区総務課長
磯子区福祉保健課長
磯子区高齢・障害支援課長

地震対策・啓発グッズ等の配付について（依頼）

1 趣旨

地震対策・啓発グッズ等（①災害時安否確認バンダナ、②区民生活・震災時防災マップ、③地震対策防災シート（説明用）、④地震対策防災シート（保管用）、⑤地震対策啓発ウエットティッシュ（以下「地震対策啓発グッズ」という。）について、希望する自治会町内会に配付します（※）。自治会町内会におかれましては、災害時要援護者や必要と思われる方への配布・説明等で、ご活用をお願いいたします。

※昨年度までにお配りしているものと同じです。

2 地震対策・啓発グッズの使い方

（1）災害時安否確認バンダナ

大地震などの災害発生時に、地域の方々が安否確認をスムーズに行うためのバンダナです。配布の際は、ご自身やご家族の無事を確認後、自宅玄関やベランダ・物干しなど、外から見えやすい場所にバンダナを結んでいただくようご案内ください。

（2）地震対策防災シート（説明用・保管用）

災害時要援護者への訪問の際に使用する場合は、地震対策防災シート（説明用）で地震に備えて必要な準備についてご説明いただき、地震対策防災シート（保管用）に避難場所、連絡手段、非常持ち出し品等、発災時に必要となる情報を記入の上、災害時安否確認バンダナと一緒に保管するようご案内ください。また、常に最新の情報に更新するよう併せてご案内ください。

適宜、必要と思われる方がいらっしゃいましたら、お配りくださいますようお願いいたします。

3 配付方法

事前に各グッズの必要数を下記連絡先宛てにご連絡のうえ、平日8時45分から17時00分までの時間帯で、区役所福祉保健課（4階42番窓口）まで取りに来ていただきますようお願いいたします。



- ①災害時安否確認バンダナ ②区民生活・震災時防災マップ
③地震対策防災シート（説明用）④地震対策防災シート（保管用）
⑤地震対策啓発ウエットティッシュ

①②について
総務課危機管理・地域防災担当 黒川、魚住
電話：750-2312 FAX：750-2530
E-mail：is-bousai@city.yokohama.jp
③④⑤について
福祉保健課事業企画担当 朝日、別紙
電話：750-2441 FAX：750-2547
E-mail：is-fukuhokeikaku@city.yokohama.jp

自治会町内会長 様

横浜マラソン組織委員会事務局次長

「横浜マラソン 2023」開催に伴う交通規制のお知らせについて

平素より、皆様には横浜マラソン開催に関し多大なるご尽力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

さて「横浜マラソン 2023」は10月29日（日）の開催に向けて、安全、安心な大会運営を行うために準備を進めておりますが、実施にあたり、沿道周辺で交通規制を実施させていただく予定です。

つきましては、交通規制チラシを作成いたしましたので、交通規制に関してのご理解・ご協力と、自治会町内会掲示板への掲出に関してのご協力をよろしくお願いいたします。

1 交通規制日時（コース全般）

令和5年10月29日（日）6時30分ごろから15時30分ごろまで

2 各所の交通規制時間

別紙「横浜マラソン 2023 開催に伴う交通規制のお知らせ」チラシのとおり

3 交通規制に関する問い合わせ先

横浜マラソン交通規制コールセンター 電話番号 045-330-3051

受付時間 ①10/1～10/15 平日のみ 9:00～17:00

②10/16～10/28 毎日 9:00～17:00

③10/29 大会当日 4:00～16:00

担当 横浜マラソン組織委員会事務局 今井

電話:226-5036 FAX:226-5037

Email: imai@yokohamamarathon.jp



国道1号をう回路としてご利用ください。
 橋本町二丁目→コットン大橋・パシフィコ横浜方面
 通行止、国道15号にう回してください。

⑤とちのき通り西～⑧中央市場入口
 7:40ころ～10:00ころ

④すずかけ通り西～
 ⑤とちのき通り西
 7:40ころ～9:50ころ

②けやき通り西～
 ④すずかけ通り西
 6:30ころ～9:50ころ

⑩本町五丁目～②けやき通り西
 ⑬国際橋～①さくら通り西
 6:30ころ～9:40ころ

⑧中央市場入口～⑨市場～
 ⑫展示ホール北
 7:40ころ～10:10ころ

みなとみらいトンネル
 上側→⑩ 7:45ころ～10:30ころ
 下側→⑩ 7:45ころ～10:10ころ

⑫展示ホール北～
 ⑬パシフィコ横浜前
 6:30ころ～10:10ころ

フィニッシュ(パシフィコ横浜)
 8:55ころ～15:00ころ

⑬パシフィコ横浜前～
 ⑮カップヌードルパーク入口
 6:30ころ～10:30ころ

⑮カップヌードルパーク入口～
 ⑯サークルウォーク
 7:50ころ～10:30ころ

⑯サークルウォーク～
 ⑰開港広場前
 7:50ころ～15:30ころ

国道357号 8:00～11:30
 大黒ふ頭より本牧・磯子方面
 へは行けません。

⑰開港広場前～⑳山下橋
 7:50ころ～15:20ころ

山下、山手周辺から大黒
 ふ頭方面へは行けません

国道357号へ左折可。

⑳山下橋～㉑C突堤入口
 8:00ころ～15:20ころ

一般道規制時間
 2023 10/29(日) 6:30ころ～15:30ころ
首都高速規制時間
 2023 10/29(日) 4:00ころ～16:30ころ

交通規制 う回路情報
 横浜マラソンホームページ

⑳八幡橋～㉑新中原南側
 8:20ころ～12:20ころ

国道357号 東京湾岸道路根岸地区
 下側→⑩ (海側) 8:00ころ～12:20ころ
 上り⑩→⑩(山側)は常時通行可。

南本牧エリアへは
 本牧陸橋経由で通行可。

㉑錦町～㉒間門
 8:00ころ～11:30ころ



㉒新中原南側～㉓鳥浜町
 8:30ころ～12:40ころ

国道357号南部市場より先、通行止。
 国道16号方面にう回してください。

凡例

- ▬ 両側交通規制
- ▬ 片側交通規制
- ▬ 首都高速道路等
- ▬ う回路
- ▬ 準う回路
- ▬▬▬▬▬▬▬ 渋滞予想道路
- 歩行者横断可能ポイント(歩道橋)
- 歩行者横断可能ポイント

※横断出来ない時間帯があります

交通規制に関する問い合わせ先
 10/1～10/15 平日のみ 9:00～17:00
 10/16～10/28 毎日
 10/29(開催日当日) 4:00～16:00
 横浜マラソン交通規制コールセンター
 TEL 045-330-3051

磯子区連合町内会長会資料
令和5年9月19日

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

神奈川県横浜川崎治水事務所
急傾斜地第一課長 戸田 浩司

土砂災害特別警戒区域等の区域の見直しに関する現地調査の周知について(依頼)

本県の県土整備行政の推進につきましては、日頃格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を実施しており、磯子区内においては、平成30年9月11日付で指定の告示をしております。この区域は、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされており、磯子区内においては令和5年10月より、がけ地の現地調査を予定しています。

つきましては、本調査について区民に幅広く周知していただきたく、ご配慮くださるようお願いいたします。

1. 周知内容：土砂災害警戒区域等の区域の見直しに関する現地調査について
2. 周知範囲：磯子区管内
3. 周知方法：掲示板
4. 添付資料：掲示物（土砂災害に備えてがけ地を調査します）
パンフレット（土砂災害防止法）

問合せ先
工務部 急傾斜地第一課 吉田
電話 045-411-2500（内線3243）



神奈川県
横浜川崎治水事務所

がけ地の近くにお住いの皆様へ

土砂災害に備えて がけ地を調査します

いつから・どこを調査するのですか？

磯子区では、令和5年10月から調査を始めます。住宅の裏のがけ地等、磯子区内及び隣接区にまたがるがけ地約300箇所を調査します。土地に立ち入ることがありますのでご協力をお願いします。

何を調査するのですか？

がけ地の高さや傾斜度（勾配）等を調査します。

誰が調査するのですか？

神奈川県横浜川崎治水事務所が委託した作業員が調査します。身分証明書を携帯し、腕章を付けています。



※調査中の立会については
必要ありません

神奈川県は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定に必要な調査を実施します。横浜市内では、令和3年度までに土砂災害警戒区域等を指定しましたが、地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、今年から調査をして区域を見直します。なお、調査結果は、令和6年度中に公表する予定です。



問合せ先 神奈川県横浜川崎治水事務所急傾斜地第一課 ☎045-411-2500(代表)

自治会町内会長 様

神奈川県共同募金会磯子区支会
支会長 横田 秀昭

共同募金運動（戸別募金）へのご協力について（依頼）

初秋の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金運動につきましては、毎年多大なるご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本年度も10月1日から、全国一斉に共同募金運動が展開されますが、磯子区におきましても、例年通り実施いたしますのでご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては「赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点」等をご確認ください。

1 運動趣旨

別紙「令和5年度 共同募金の実施要領」をご参照ください。

2 募金用資材

別紙「赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点」の「1 送付資材」のとおりお届けしますので、ご査収願います。

3 新型コロナウイルス感染症に伴う各種対応について

- ・例年、募金納入は12月31日を目途にお願いしておりますが、今年度に関しても令和6年1月31日までに納入くださいますようお願い申し上げます。
- ・感染拡大防止措置として募金運動を実施するか否かは、各自治会・町内会にてご判断をお願いいたします。実施しない場合はその旨をご連絡いただく必要はございません。

4 その他

共同募金活動に対して質問があった際などに、寄付をされる方のご理解をいただくため、同封の「赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点」等の文書をぜひご活用ください。

**☆共同募金は皆様の善意の募金です。決して強制するものではありません。
募金額については、寄付されるおひとりおひとりのご判断で結構です。
みなさま方のあたたかいご協力をお願い申し上げます。**

☆募金は日本円のみ受付させていただきます。

【担 当】磯子区社会福祉協議会 石塚
電 話 751-0739
F A X 751-8608
E-mail : info@isoshakyo.com

赤い羽根共同募金運動 実施に関してご注意いただきたい点

例年、自治会町内会会長及び各班長の皆様には共同募金運動に多大なご尽力をいただき、誠にありがとうございます。毎年いただく多額のご寄付は、区内および県内の社会福祉事業や、震災・風水害等の被災地支援等に役立てられています。

本年も例年同様、募金運動を実施いたしますが、皆様に自治会町内会内で運動を行っていただくにあたっての、募金資材・運動の手順などご注意いただきたい点を以下に記載いたしました。お手数ですがご一読いただき、活動いただきますようお願い申し上げます。

1 送付資材

	資材・書類等	数量
1	赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点(自治会町内会長向け資料)※本紙	1部
2	共同募金のとりまとめについてのお願い(班長向け資料)	調査報告数または前年同数(※1)
3	共同募金実施要領	1部
4	共同募金のお願い(班回覧用資料)	調査報告数または前年同数
5	あかいはね(協力者向け資料)	1部
6	寄付済(領収)証 [一般(赤い羽根)・年末たすけあい募金 兼用]	調査報告数または前年同数(※1)
7	募金袋(封筒)[一般(赤い羽根)募金用]	調査報告数または前年同数(※1)
8	募金袋(封筒)[年末たすけあい募金用]	調査報告数または前年同数(※1)
9	郵便局 払込取扱票 [一般(赤い羽根)募金用]	1枚
10	郵便局 払込取扱票 [年末たすけあい募金用]	1枚
11	「無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について」	1枚
12	ボランティア委嘱状	調査報告数または前年同数(※1)
13	ポスター	1枚
14	赤い羽根	調査報告数または前年同数(※1)

※1 調査報告数は前年度ご提出いただいた調査票にご記入いただいた数です。

ご提出がなかった自治会町内会については、昨年度と同数をお送りしています。

※不足の資材がある場合は、事務局までご連絡ください。追加発送をさせていただきます。

2 運動スケジュール

9月中旬～下旬	自治会町内会会長宅等区連会資料配送先へ資材送付
10月1日～12月31日	赤い羽根共同募金運動実施期間
12月1日～12月31日	年末たすけあい募金運動実施期間
～令和6年1月31日	募金送金締切

3 募金目安額（共同募金会磯子区支会設定額）

共同募金は、配分を計画的に行うために、あらかじめ募金目安額の設定を行う募金です。今年度の目安額は、神奈川県共同募金会磯子区支会の承認をいただき、以下のとおり設定をしています。目安額を参考にご協力をいただきますようお願いいたします。

自治会町内会加入世帯一世帯あたり	290円（昨年同額） ※上記金額以上の設定も可能です。 ※目安額ですので、実際の寄付金額の多寡は問いません。
自治会町内会世帯数の考え方	令和4年12月末日現在の自治会町内会加入世帯数

※募金は任意であり、お示ししている金額はあくまでも目安額です。戸別世帯への募集に際しては、寄付をいただく方に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願いします。

4 募金方法例

募金方法決定については各自治会町内会にてお願いいたします。

封筒募金 (封筒を使った戸別募金)	戸別世帯を訪問して寄付金を募る方法 回覧板に封筒を挟み込んで回覧する方法 等 ※「5封筒を使った募金活動に関する留意事項」参照
その他	あらかじめ自治会町内会費と一緒に募金分をお集めいただいている場合の募金

5 封筒を使った募金活動に関する留意事項

封筒を使って募金活動を行う自治会町内会は、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

- ①必要に応じて「ボランティア委嘱状」を携帯してください。(資材注文された自治会町内会のみ)
戸別訪問して寄付を募る場合は「ボランティア委嘱状」を携帯してください。募金ボランティアとして、神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明になります。委嘱状の氏名欄は各自治会町内会でご担当者氏名をご記入ください。

② 寄付済(領収)証を発行してください。(資材注文された自治会町内会のみ)

ご寄付いただいた方に寄付済(領収)証を発行してください。寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。なお、寄付済証には赤い羽根、年末たすけあいどちらの寄付金なのかを○で囲めるようになっておりますが、同時に集めた場合は○囲みをする必要はございません。

③ 寄付金額の指定は行わないでください。

一世帯あたりの目安額をお示ししていますが、募金はいくらでも寄付者の任意ですので、寄付を募る側から金額の指定を行うことはできません。もし、いくらくらいが良いかと寄付者から尋ねられた場合は、目安額としてお答えいただいても構いません。

④ その他

募金を集める際、寄付者名や寄付金額を名簿に記入いただくなどして他の方の目に触れてしまうことがないようにご配慮をお願いいたします。

6 募金納入方法

募金は各班の募金を自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、同封の郵便局払込取扱票にて納入いただきますよう、お願い致します。

7 10万円を超える現金の振込時の注意事項

郵便局で10万円を超える現金の送金を行う場合は、手続者の本人確認書の提示が求められる場合があります。恐れ入りますがご準備をよろしくお願いいたします。

※郵便局払込手数料について

同封した青色の払込用紙を必ずご使用ください。(手数料免除の口座になります。)
ゆうちょ銀行窓口での手続きに限り手数料が免除となります。

【免除となる手数料】

- ① 硬貨取扱い手数料 ② 現金での手続きに対する料金加算(110円) ③ 送金手数料

ATMご利用の場合は通常の手数料がかかりますのでご注意ください。

※ゆうちょ銀行窓口でのお支払いの際は、念のため送付資材にございます「無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について」と書かれたゆうちょ銀行発行の通知書をお持ちいただき、万が一窓口にて手数料負担を求められた場合にお見せいただきますようお願いいたします。



R5年度 共同募金 PR 大使
チンパンジー「コウタロウ」
(野毛山動物園)



戸別募金をとりまとめていただく皆様へ(班長さま用資料)

共同募金のとりまとめについてのお願い

日頃より共同募金運動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響下はありますが、今年もできる限り皆様のご協力をいただき、共同募金運動を実施したいと存じます。

ご多忙の折、お手数をおかけし誠に恐縮ですが、よろしく願いいたします。

**共同募金は皆様の善意の募金で、募金は決して強制ではありません。
募金額については、寄付をされる方のご判断でお願いします。**

共同募金会では、例年「目標額(配分計画)」を定めております。

これは、県下に共同募金の配分金を大きな財源としている社会福祉施設・団体が数多くあることによります。

戸別募金をとりまとめていただく皆様のご協力により集まった募金は、神奈川県共同募金会から、それぞれの施設・団体、各区社会福祉協議会等へ配分されますが、多くの配分希望がある現状では、そのすべてを満たすのはとても難しいことです。

そこで、配分希望を調整し、その財源を確保するために、募金の配分(使途)を事前に計画し、また、募金活動の指針として目標額を設定しています。

そして、この目標額を達成するための募金の目安をお示しし、募金運動が進められています。

磯子区では、昨年の実績と神奈川県共同募金会の配分計画を踏まえ、磯子区支会委員会において、令和5年度の街頭募金、戸別募金、法人募金、その他の募金による磯子区の募金目標額総額を、25,340,000円(一般募金、年末たすけあい募金の合計)とすることで予算のご承認をいただいております。

今年度、各自治会・町内会の皆様にご協力をお願いする共同募金運動戸別募金については、2月の磯子区連合町内会長会でご了承をいただき、昨年同様に、「一般(赤い羽根)募金」は1世帯290円を一応の目安(目標額)とさせていただきます。(一般募金戸別募金 目標額15,963,050円)。

また、「年末たすけあい募金戸別募金」については、前年実績(合計8,270,000円)を下回らない程度とさせていただきます。

どうぞ、本趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため募金への協力を見送る場合は、各自治会・町内会にてご判断いただければと存じます。その際は事務局へご連絡いただく必要はございません。

どうぞよろしくお願いいたします。

お問い合わせ・連絡先 共同募金会磯子区支会事務局
(磯子区社会福祉協議会内)
tel : 045-751-0739



R 5 年度 共同募金 PR 大使
チンパンジー「コウタロウ」
(野毛山動物園)

共同募金は、身近な地域の福祉活動を支えています。

～共同募金寄付金を財源とした活動の紹介～

高齢者支援

高齢者向けサロン
会食・配食サービス
送迎サービス など

～ボランティアの声～
ひとり暮らしの高齢者宅へお弁当を届けた時にもらう「ありがとう」の言葉は、この活動の支えである共同募金をしてくれた方たちへの「ありがとう」だと思っています。

障がい者支援

福祉施設へ車両費助成
障がい者作業所支援
障がい児の余暇活動 など

～リハビリ教室の利用者の声～
脳梗塞で体の自由がきかなくなり、最初は落ち込んでいましたが、このリハビリ教室に出会い、生きがいを見つけました。大切な場所です。

子育て支援

福祉施設の整備
子育てサロン
絵本の読み聞かせ など

～サロン運営者の声～
閉じこもりがちな母子の憩いの場所を、共同募金の財源をいただき運営しています。子どもたちの笑顔が溢れる場となっています。

地域福祉の支援

三世代交流イベント
在日外国人の支援
悩み事相談 など

～ボランティアの声～
誰もが気軽に話ができるよう相談電話を開設しています。無償で行っているので共同募金が活動の大きな支えです。

ボランティア支援

ボランティア団体支援
ボランティア育成講座
福祉教育 など

～ボランティアの声～
趣味もなく定年後の生き方に悩んでいた時、ボランティア講座に参加しました。これがきっかけで、今では週3回、高齢者の施設でボランティアをしています。

災害時の支援

地域の防災活動
災害等準備金
災害義援金 など

～災害ボランティアセンタースタッフの声～
被災地に集まったボランティアたちが、状況に応じた活動ができるよう迅速に対応できる資金があったことに感謝しています。

神奈川県共同募金会 磯子区支会
(事務局:社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会)
〒235-0016
横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階
電話:045-751-0739 FAX:045-751-8608



2023年
共同募金 PR 大使
チンパンジー
「コウタロウ」



自治会・町内会の役員の方へ

共同募金運動にご協力いただき、ありがとうございます。

共同募金と言えば、駅や商店街等で募金を行うイメージがありますが、実は横浜市内の募金額の約9割は、皆さまの活動によって集められる各ご家庭からの募金です。

しかし、これから皆さまが募金をお願いをしていただく時に、「目安額って？」「強制なの？」「何のために？」そんな言葉に、困ってしまうことがあるかもしれません。

このような時にご活用いただければと、募金の目的や使い途など、地域の皆さまからお寄せいただくことが多いご質問をQ&Aでまとめました。

共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ」として、ひとりひとりの小さな力が、地域の福祉活動を支える大きな力となっています。

今年もご協力のほど、どうぞよろしく申し上げます。

令和4年9月吉日

共同募金会横浜市支会 18区支会



教えて！赤い羽根共同募金Q&A

共同募金会に多くお寄せいただくご質問をQ&Aでまとめました。

共同募金ってなに？ 集めたお金は何に使われるの？

赤い羽根の共同募金は、「町の人々のやさしい気持ち」を集める活動です。社会福祉法で定められ、認められている募金活動で、昭和22年に市民が主体の取り組みとしてスタートしました。当初は戦後復興の一助として福祉施設を中心に資金支援活動を行ってききましたが、現在では、皆さまのお住まいのすぐ近くの地域の中で、様々な福祉活動に役立てられています。

具体的に、どんな活動に使われているの？

共同募金は、高齢者サロンや、子育て支援などの草の根のボランティア活動から、障害者地域作業所などの社会福祉施設の改修まで、様々な民間の地域福祉活動を支援しています。裏面も参考にしてください。

被災地支援にも役立っているの？

大規模な災害が起こった場合に備えて、全国の都道府県共同募金会では、募金額の一部を積み立てています。東日本大震災では、東北地方の被災地を中心に、150か所の災害ボランティアセンター等へ約8億8千万を助成し、支援活動に使われました。

横浜市内でも、各区から災害ボランティアバスが被災地へ応援に駆けつけました。

また、台風被害など県内で発生した災害の支援活動に使われました。

なんで目安額があるの？〇〇円っていわれたけど？

赤い羽根の共同募金は、皆さまからの貴重な寄付をやみくもに集めるのではなく、まずは、何に使う必要があるのか「計画」を決めてから集めるしくみです。必要な金額から算出されたものを「目安額」としてご案内しています。もっとも、ご寄付は自由意思に基づくものなので、目安額はあくまでも目安にすぎません。

募金の使い方って、誰が決めているの？

横浜市内で集まった募金は、いったん神奈川県共同募金会に集約されます。神奈川県共同募金会には、助成先を決定する「配分委員会」が設置され、自治会町内会連合会長など、地域のさまざまな立場の代表者が委員となり、市民が参加する形で助成先が決められています。

寄付金控除が受けられるの？

共同募金会は、税制上、国と地方公共団体と同じように、寄付に対する『優遇措置の対象団体』になっています。個人からのご寄付は所得税の所得控除または税額控除、法人からのご寄付は、法人税の全額損金算入扱いになります。詳細については、お問い合わせください。

横浜市の募金額はどれくらいなの？

令和3年度の募金総額は約3億6千万円です。年々募金額は減少傾向にありますが、毎年市民の皆さまに多大なご協力をいただいています。横浜市内への助成額は、約4億円となり、ボランティア団体や各区社協など、さまざまな福祉団体へ配分されました。

その他、ご不明な点は各区支会へお気軽にお問合せください。

令和5年度 共同募金の実施要領

■共同募金とは〈一般募金(赤い羽根募金)と年末たすけあい募金の総称です〉

I 趣 旨

共同募金運動は、地域での福祉課題の解決を民間で図り、福祉施設、地域作業所、NPO法人、ボランティア団体など、地域での諸活動が円滑に推進されるよう、ご支援くださる皆様のひとり一人のここをつなぐ運動です。皆様から寄せられた、共同募金運動の結晶としての寄付金は、地域に還元するなど、地域の福祉活動の潤滑油として機能を発揮することになります。

民間の地域での福祉活動の形態はさまざまで、各団体が創意工夫のもとに活動を行っています。共同募金運動は、地域の皆様のご理解とご協力を得て、これらの地域福祉活動の一部を支えていこうという目的をもって計画的に実施されています。また、共同募金運動は、人々が共に生きる地域の一員として、お互いに相手の気持ちを大切にしよう“たすけあい”のここを育み、発揮するという役割も担っています。

募金の実施につきましては、自治会・町内会をはじめ、磯子区支会を構成する皆様方からのご意見をいただき、運動に活かしていきます。

1 共同募金の特質

共同募金は、次の特質を持つ運動です。

(1) たすけあいのこころの普及

共同募金は、温かいこころを通わせあい、それを基盤にして、福祉を向上させていくことを目的のひとつとしています。

(2) 全国協調と地域性

共同募金は、ひとりでも多くのおみなさまの参加を願い、全国一斉に協調して行われます。実施する区域は都道府県とし、その区域の住民と、民間福祉事業を行うものとの協力によって実施します。

(3) 一元性と総合性

共同募金は、民間の社会福祉事業が区域で展開する諸活動に、募金を効率的に活用するため、区域の募金の一元化を図り、寄附金の募集・管理・配分を総合的に調整しています。

(4) 公表

共同募金は、寄付者の信託によって寄付金の管理・配分を行っていますので、その結果を明確に公表し、共同募金の透明性を確保するとともに、寄付者の理解と支持を得るように努めます。

また、一般募金の配分については公募のもと、申請方式による事業助成として各団体に配分しています。

(5) 奉仕活動

共同募金は、地域で福祉の向上に尽力する奉仕者の組織的な活動によって推進されます。

II 実施の主体

社会福祉法人神奈川県共同募金会 磯子区支会

Ⅲ 一般募金（赤い羽根募金）について

＜目 的＞

「共同募金」は、都道府県を単位として全国一斉に行う寄付金募集で、都道府県ごとの地域福祉の推進を図るため、社会福祉事業・更生保護事業を行う関係施設等の活動を資金面で支援することを目的として実施しています。

＜実施期間＞

共同募金運動は、毎年1回、厚生労働大臣が定める期間内（例年10月1日から3月31日）に実施します。なお、共同募金会では、前記期間以外にも年間を通じて寄付金の受け入れを行っています。

＜実施計画＞

「共同募金」は、社会福祉法に基づき、あらかじめ募金目標額（配分計画額）・受配者の範囲・配分の方法を定めて行う計画募金です。

＜配 分＞

「共同募金」は、都道府県を単位として配分が行われ、神奈川県共同募金会に寄せられた寄付金は、神奈川県内の民間福祉活動を推進するために使われています。

ただし、国内で大規模災害が発生した場合に限り県域を越えて拠出（被災者支援）拠出できます。

Ⅳ 年末たすけあい募金について

共同募金の一環として、12月1日から12月31日まで年末たすけあい募金運動が行われ、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、重い障がいのある人などさまざまな課題をかかえた区内の方々に慰問、激励するため、また、地域の福祉活動を一層充実するために活用されます。

Ⅴ 令和5年度 磯子区での共同募金運動について

1 募金活動の種類について

神奈川県共同募金会磯子区支会では、より多くの方からご協力いただけるよう次の方法で募金活動を実施します。

- 【戸別募金】自治会・町内会の協力を得て各家庭にご協力をお願いする募金。
- 【街頭募金】関係団体の協力を得て駅前などで通行中の方にご協力をお願いする募金。
- 【法人募金】企業・法人を中心に、ダイレクトメールなどによりご協力をお願いする募金。
- 【職域募金】企業や官公庁など、職場の社員・職員に寄付のご協力をお願いする募金。
- 【イベント募金】「ふくしの広場」など区域で実施する各種イベント開催時にご協力をお願いする募金。
- 【校内募金】先生や児童・生徒達に各学校内での寄付のご協力をお願いする募金。
- 【その他募金】地域ケアプラザや地区センター等、多くの区民が利用する機関の窓口に募金箱を設置し、寄付のご協力をお願いする募金。

2 募金期間及び目安額

（1）一般募金（赤い羽根募金）

- 令和5年度目安額 15,963,050円（戸別募金）
 1,106,950円（街頭募金、法人募金、その他募金等）
- 運動期間 10月1日～3月31日
- 募金納入期間 12月末までを目途に納入いただければ幸いです。

(2) 年末たすけあい募金

- 令和5年度目安額 前年度実績額を下回らない程度
- 運動期間 12月1日～12月31日
- 募金納入期間 12月末までを目途に納入いただければ幸いに存じます。

[目安額の算定方法]

- ① 世帯数は、令和4年12月末日現在の地域振興課届出加入世帯数です。
- ② 一般募金の各自治会・町内会目安額は、一応の目安として、1世帯あたり290円(広域目安額165円+地域目安額125円)に対象世帯数を乗じて算定しています

VI その他

- (1) 戸別募金にあたっては、共同募金の趣旨、目安額、配分額等について納得が得られるよう十分説明し、寄付者の自発的な協力によって寄付金が拠出されるようお願いいたします。また、判断の目安としておおよその寄付標準額を示すことは差し支えありませんが、強制感を与えることのないよう充分ご留意をお願いいたします。
- (2) 募金期間中における2,001円以上の寄付金は所得税、住民税の税制優遇が受けられますので、免税領収書を必要とされる場合は、該当者の住所、氏名を事務局にお知らせください。後日、事務局からお礼状とともに発送します。
- (3) 戸別募金の寄付者には寄付済証を交付します。(自治会・町内会からの一括寄付のときはご希望により交付します)

【参考】共同募金のはじまり

昭和20年、終戦直後、生活困窮者と戦災孤児の激増など、深刻な社会的・経済的混乱のなかで、国は「生活保護法」(昭和21年10月制定)を中心とした公的扶助政策を推進してきました。一方で戦前、国内に6,700余あった民間社会福祉施設は、戦災によって3,000余に激減し、さらにインフレによる物価の高騰、物資の入手難などによって、復興はおろか施設の維持さえも困難な状況となりました。

また、昭和21年、連合軍総司令部(G・H・Q)は、国が行うべき政策を民間の事業体に行わせてはならないことと、民間が行う事業への公金支出を禁止する覚書を国に発しました。当時、「公私分離の原則」と呼ばれたものです。

このような状況のなかで、民間社会福祉事業の活動資金を確保するための寄付金募集(共同募金運動)を、全国的に実施しようという気運が公私の間に高まり、この運動を展開するために「社会事業共同募金中央委員会」(現在「中央共同募金会」)が組織されました。併行して、厚生省(現在「厚生労働省」)が提唱した、国民の“たすけあいの心”を喚起する「国民たすけあい運動」の一環として実施するための「共同募金(コミュニティーチェスト)実施要綱」が昭和22年8月に策定され、第1回の共同募金が昭和22年11月25日から12月25日までの1カ月を運動期間として実施されました。





令和5年10月

共同募金のお願い

神奈川県共同募金会横浜市磯子区支会

皆さまの温かいご理解とご協力をいただいております共同募金運動が、今年も10月1日から始まります。

地域で暮らす皆さまにとって、安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、公的福祉制度の充実はもちろんですが、身近な地域できめ細かな活動を行っている団体やボランティアなどの活躍に、たいへん大きな期待が寄せられています。共同募金は、そうした民間の社会福祉活動のための大切な資金となっております。

今年も、共同募金の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

一般募金（赤い羽根共同募金）

この募金は、神奈川県共同募金会を通して、県内の民間社会福祉施設や福祉活動団体、磯子区社会福祉協議会へ配分されます。なお、募金は次のような方法を中心に行われています。

- ①戸別募金 自治会・町内会のみなさまのご協力によって、各家庭のご協力をお願いしています。
- ②街頭募金 区内の各駅頭などで、民生委員児童委員を始め各団体のみなさまのご協力により実施しています。
- ③法人募金 区内の企業などへのダイレクトメールにより、ご協力を呼びかけています。

年末たすけあい募金

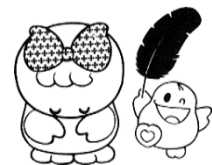
年越しに向けて、身近な地域での助けあいを進めていくための募金です。

ご協力いただいた募金は、高齢者や障害児者等への生活支援、障害者地域作業所や障害者グループホーム、また、地域のボランティア団体などへ磯子区社会福祉協議会を通して配分されます。

今年も皆さまの温かいご協力をよろしくお願いいたします!!

<お問い合わせ>

社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市磯子区支会事務局
 （社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会事務局内）
 横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階
 TEL. 751-0739 FAX. 751-8608



回										
覧										

◎募金はあくまで任意のものです。皆さまのお気持ちをいただければ幸いに存じます。



ゆ 22 事統第 072611 号
2022 年 8 月 1 日

社会福祉法人 神奈川県共同募金会
会長 並木 裕之 様

株式会社 ゆうちよ銀行
事務部門 事務統括部長 傳 昭浩



無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について

申込みいただきました無料送金サービスの取扱いに係る審査結果を、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 申請の種類
新規
 - 2 加入者名
社会福祉法人 神奈川県共同募金会
横浜市磯子区支会
 - 3 口座記号番号
00220-8-99416
 - 4 審査結果
承認（社会福祉の増進を目的とする寄附金の募集について）
 - 5 料金免除取扱期間
2022年8月15日（月）から通年
 - 6 無料送金サービスの範囲
ゆうちょ銀行の各店舗・郵便局の貯金窓口において、通常払込み（料金払込人負担（青色の振替払込書））での送金に限ります。
通常払込み（料金加入者負担（赤色の振替払込書））や、ATM・ゆうちょダイレクト等の窓口以外のチャネルによる送金は、本サービスの対象外です。
- ※ 都合により申請いただいた内容を変更する場合は、変更する1か月前までに都道府県共同募金会本部を通じ、弊行の担当エリア本部までお申し出ください。
- ※ 無料送金サービスのご利用には、郵便局窓口での取扱いを円滑にするため、専用払込書の作成にご協力ください。

以上

自治会町内会長 様

神奈川県共同募金会 磯子区支会
支会長 横 田 秀 昭

令和 6 年度に向けた共同募金運動(戸別募金)用資材 に関するアンケート(依頼)

日頃より共同募金運動について、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎年のお願いではございますが今年度も共同募金に係る「募金資材」の必要数について、アンケート調査を実施いたします。

今回ご回答いただくアンケート結果は、**令和 6 年度の共同募金資材発送数**として反映させていただきます。

つきましては、ご多用中大変恐縮ではございますが、別紙回答用紙にご記入のうえ、**11 月 30 日まで**にご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートのご提出がない場合は本年度同数、同内容の資材をお送りいたしますのでご了承ください。

【担 当】 磯子区社会福祉協議会内 石塚
電 話 7 5 1 - 0 7 3 9
F A X 7 5 1 - 8 6 0 8
E-mail : info@isoshakyo.com

令和5年9月19日

各自治会・町内会 会長 様

磯子保護司会
会長 川 辺 隆
磯子区更生保護女性会
会長 杉 本 房子

「いそご更生保護だより」第67号および第66号の回覧について

(ご依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より更生保護活動にご理解、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、本会では更生保護の理解と普及を図るため、「いそご更生保護だより」を発行いたしております。

今回の第67号は3年ぶりの紙面発行となりますのでお忙しいところ誠に恐縮ですが、標記「いそご更生保護だより第67号」、およびコロナ禍のため回覧中止となっておりました前号「いそご更生保護だより第66号」並びにパンフレット「更生保護ってなんだろう？」の回覧についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 送付数： 各自治会町内会 班数

磯子保護司会事務局
古市・小崎
磯子区社会福祉協議会
磯子区磯子 3-1-41
磯子センター 5階
TEL：751-0739
FAX：751-8608

令和元年度 活動報告

保護司会活動報告

- 令和元年**
- 5月15日 磯子保護司会総会
 - 6月11~12日 名古屋刑務所見学 (磯子区更生保護女性会と共催)
 - 7月13日 第69回社会を明るくする運動 街頭キャンペーン(JR新杉田駅)
 - 9月18日 第67回横浜市更生保護大会に参加
 - 9月29日 第43回磯子まつり(薬物乱用防止キャンペーン)
 - 10月18日 第68回神奈川県社会福祉大会に参加
 - 11月11日 東京拘置所見学
 - 11月21日 第70回神奈川県更生保護大会に参加 磯子保護司会臨時総会
 - 12月5日 区内公立中学校生徒指導専任教諭との連絡協議会
- 令和2年**
- 1月27日 合同賀詞交歓会(磯子区更生保護女性会と共催)
- 通年**
- 理事会の開催(11回)
 - 総務部会、研修部会の開催
 - 定例研修会(3回)
 - 学校・家庭・地域連携事業等への参加
 - 各地区ミニ集会への参加・協力
 - 各地区団体事業への参加・協力

更生保護女性会活動報告

- 令和元年**
- 5月15日 磯子区更生保護女性会総会
 - 6月11~12日 名古屋刑務所見学(磯子保護司会と共催)
 - 7月20日 第69回社会を明るくする運動 街頭キャンペーン(JR根岸駅)
 - 9月18日 第67回横浜市更生保護大会に参加
 - 9月29日 第43回磯子まつり(バザー出店)
 - 10月3日 街頭募金(共同募金)
 - 10月28日 千葉刑務所見学
 - 11月21日 第70回神奈川県更生保護大会に参加
 - 12月3日 年末施設慰問 (横浜少年鑑別所、磯子警察署、区内交番)
- 令和2年**
- 1月27日 合同賀詞交歓会(磯子保護司会と共催)
 - 2月26日 磯子区社会福祉大会に参加
- 通年**
- 理事会の開催(6回)
 - 横浜力行舎への慰問(毎月)
 - お茶・あられ・ビスケットを販売し、自主財源確保(2回)
 - 区・市・県の行事に積極的に参加

功労者の表彰(敬称略)

- 第67回横浜市更生保護大会受表彰者
 - 横浜市長感謝状
 - 保護司 小川 江一
 - 保護司 真田 有快
 - 保護司 三浦 功
 - 更生保護女性会 小田 喜子
 - 横浜市民議会議長感謝状
 - 保護司 小島 治夫
 - 更生保護女性会 石井喜与子
 - 横浜市保護司会協議会会長表彰
 - 保護司 柴崎 真澄
 - 保護司 小林 直志
 - 横浜市更生保護女性連盟会長表彰
 - 更生保護女性会 野口 育子

- 更生保護女性会
 - 第68回神奈川県社会福祉大会受表彰者
 - 神奈川県社会福祉協議会会長顕彰
 - 保護司 新井 貴
 - 第70回神奈川県更生保護大会受表彰者
 - 全国保護司連盟理事長表彰
 - 保護司 川上 通
 - 保護司 小島 治夫
 - 関東地方更生保護委員会委員長表彰
 - 保護司 羽田 明國
 - 関東地方保護司連盟会長表彰
 - 保護司 小林 直志
 - 保護司 金子 善政
 - 横浜保護観察所長表彰
 - 保護司 野波 伸光

- 神奈川県保護司会連合会会長表彰
 - 保護司 和田 泰治
 - 保護司 松田 米生
- 横浜保護観察所長感謝状
 - 更生保護女性会 金子 汎子
 - 社明民間協力者 横浜磯子西ライオンズクラブ
- 神奈川県更生保護女性連盟会長表彰
 - 更生保護女性会 鈴木 照子
- 磯子区社会福祉大会受表彰者
 - 社会福祉功労者顕彰
 - 更生保護女性会 白井 久子

編集委員メンバー

- ～保護司会～
 - 松原 竹雄
 - 小島 治夫
 - 新井 貴
 - 南 久美子
 - 小川 百合子
- ～更生保護女性会～
 - 早川 弘子
 - 梶ヶ谷 克代
 - 村松 正江
 - 大石 恵津子
 - 金子 汎子

※ご意見・ご感想をお寄せください



No.66

磯子保護司会
磯子区更生保護女性会
〒235-0016
磯子区磯子3-1-41
磯子区社会福祉協議会内
TEL 751-0739
FAX 751-8608
発行人 松原 竹雄
早川 弘子

徽章
(保護司)
(更生保護女性会)

合同賀詞交歓会

磯子保護司会 小川 百合子

令和2年1月27日(月)ホテル横浜ガーデンにて、令和になり初めての磯子保護司会・磯子区更生保護女性会合同賀詞交歓会を開催いたしました。猪俣磯子区長、横浜保護観察所の中臣次長、岡磯子区連合町内会長会会長、小宮山磯子区社会福祉協議会会長をはじめ、約70名の皆さまにご列席いただきました。

挨拶の中では、松原保護司会会長からはサポートセンター設置に向けての話を、早川磯子区更生保護女性会会長からは、毎月の力行舎でのお花活けや警察などへの年末慰問等、改めて女性会が行っている貢献活動についての話を聞く事が出来ました。

今年も地域の皆様のご協力をいただきながら、両会が力を合わせ、活発な更生保護活動を行っていきたいと考えています。



保護司と教育現場との交流会開催

洋光台第一中学校 宇治原 拓也

12月5日(木)根岸中学校コミュニティハウスにて、磯子区内各中学校の生徒指導専任教諭、保護司、横浜保護観察所の保護観察官とで情報交換を行いました。

各校の近況報告では、近年話題となっているSNSトラブルや不登校生徒について話題にあがりました。スマートフォンの利便性は高いものの、中学生の未熟さによってトラブルになってしまったり、そのトラブルによって学校から足が遠のいてしまったりすることも少なくありません。中学生に任せっぱなしにするのではなく、大人が正しい使い方を一緒に考えていく必要があると感じました。

磯子保護司会 新井 貴

当日の交流会は、磯子区内にある公立中学校6校の専任教諭と多数の保護司が一堂に会し、生徒指導に関するさまざまな問題について情報交換と活発な議論が行われました。

今回は、「スマホ」をめぐる問題が取り上げられ、教育現場での先生方の苦労がうかがわれるなど、保護司にとっても貴重な情報を得る有意義な交流会でした。



横浜磯子西ライオンズクラブ様
横浜保護観察所長感謝状 社明民間協力者表彰受賞
長年にわたり毎年7月の社会を明るくする運動強調月間のキャンペーンにうちわ作成のための協賛金をご協力いただいています。
この度は受賞おめでとうございます。



磯子まつりと年末慰問

磯子区更生保護女性会

9月29日(日)に開催された「磯子まつり」で、愛のあられやビスケットの販売、犯罪防止啓発グッズの配布を行い、更生保護に関する啓発活動を行いました。また今年も横浜少年鑑別所、磯子警察署、区内交番に年末慰問でご挨拶にうかがいました。



千葉刑務所視察

磯子区更生保護女性会

10月28日更生保護女性会19名は、午前中に豊洲市場を見学しました。一般の人が入れるのは3階の食堂街と4階の店舗フロアで、4階は築地市場から移転した店舗が並び、皆さん楽しく買い物出来たようでした。午後は千葉刑務所を視察しました。東京ドーム2.5個分の広い敷地で、建物は画期的なレンガ造りのイタリア式洋風建築であり、我が国建築史上名高い造りだそうです。(明治34年5月に起工され日露戦争の影響を受け工期が延びたものの、明治40年4月に竣工されました。)収容定員は1,342人で、見学時には930人が収容されていました。部屋数は650室で室内は全室テレビ



付き、食後2時間は自由に見られるそうです。長期受刑者が多く収容されており、10年から30年の方がいます。特徴的なのは、所内に電話室があり、許された人のみ親族に話しが出来るそうです。経費節約のため外注は一切せず、受刑者交代で食事作り、クリーニング、掃除、病人の世話等を行っています。長期の受刑者が多い刑務所なので、罪を償って一日も早く家族の元に帰れるよう祈りつつ刑務所を後にしました。

東京拘置所を見学して

磯子保護司会 和田 泰治

拘置所内の高層12階建ての収容棟は一見すると大手企業の本社か研究所のたたずまいで、まずは他の刑務施設とは大きく異なる印象を受けました。建物内は通路も広く採光等も工夫され刑事施設としては明るい雰囲気であり、わが国を代表する都市型施設との説明にも納得出来ます。

当所は未決被疑者・被告人・控訴被告人等の一時拘留場所ですが、刑確定者の一定数は所内作業(食事、洗濯、営繕等)に従事するため受刑者として収容中との事でした。

磯子保護司会として昨年は拘置所側の事情で建物内の見学は出来ず言わば二年越しの訪問でしたが、今回目的を達成し、施設の歴史や設備等の説明に耳を傾け有意義な研修になりました。



新任保護司の紹介

磯子保護司会

令和元年10月1日付で、横浜力行舎の職員3名が新任保護司として着任されました。

横浜力行舎は磯子区丸山にある更生保護施設で、保護観察所からの依頼を受け、刑務所出所者や少年院を出た人を受け入れ、自立に向けて支援している施設です。どうぞこれからよろしくお願いたします。



力行舎
郡司 実



力行舎
松尾 恭平



滝頭地区
佐藤 浩司

第69回“社会を明るくする運動”作文コンテスト 全国連合小学校長協会会長賞(優秀賞:全国2位)受賞 横浜市立汐見台小学校 6年 小林 千紗さん おめでとうございます!



12/26表彰式(横浜保護観察所)

犯罪や非行防止、更生の理解を深めるために実施されている“社会を明るくする運動”の一環に作文コンテストがあります。次代を担う全国の小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたことを作文に書いてもらい、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的として毎年開催されています。磯子区においても学校を通して募集のお願いをさせていただき、今年も小・中学生の皆さんから作文をご応募いただきました。全国応募総数344,797点、うち小学生の部で151,755点の応募があり、見事磯子区より汐見台小学校6年の小林千紗さんが、全国連合小学校長協会会長賞(優秀賞:全国2位)を受賞されました。本当におめでとうございます。以下に受賞された作文を紹介させていただきます。



誰かの幸せ

横浜市立汐見台小学校 6年 小林 千紗

「ここにあるスーツは、いとく会にもっていくのだから別の袋に入れておいて。」

祖母と着なくなった洋服の整理をしている時、聞き慣れない言葉を耳にした。

「いとく会って・・・いとく会の間違いでしょ」

と私が聞き返すと、祖母は

「いとく会じゃないわよ、いとく会っていうのは刑務所から出て来た人が社会復帰できるように支援をする会のことなのよ。」

と笑いながら教えてくれた。刑務所から出所しても行き場のない、帰る所のない人達は、「いとく会」のような更生保護施設に身を寄せる。そこに入所している人は仕事を探すにも面接に行くためのスーツがないから面接にすら行けない人もいと、祖母はさらに教えてくれた。

祖母は長年保護司として活動をしている。

「なんでそんなに他人の為に頑張れるの。犯罪を犯した人とか、接するのがこわくないの。」

そんな疑問を投げかけると、

「そんな難しいことしてないから。」

と笑って返してくれるだけだった。色々な人が祖母の所に来る。そんな時部屋の中には入らないように言われているけど、どうしても気になってこっそりドアの隙間から覗いてみた。部屋の中で涙を流している人の背中をさすってあげている祖母の姿を見た。人の心の奥底の見てはいけないものまで見てしまった気がして、私は気づかれないようにこっそりと逃げ出した。

「私にはできない。だって、犯罪を犯した人でしょ。流している涙も、うその涙かもしれないじゃない。人の心に寄り添う? 考えただけでも倒れそう。」

そんな私の心の声が漏れていたのか、来客が帰った後祖母は、

「今の人でもどうしようもない事情があって罪を犯したけど、自分の過ちを反省して前に進もうとしているのよ。」

と優しく教えてくれた。さらに、

「人は一人では生きられないから、助け合っているの。私も、色々な人に助けられて生きてるから、誰かの助けになれる事が原動力になっているのよ。」

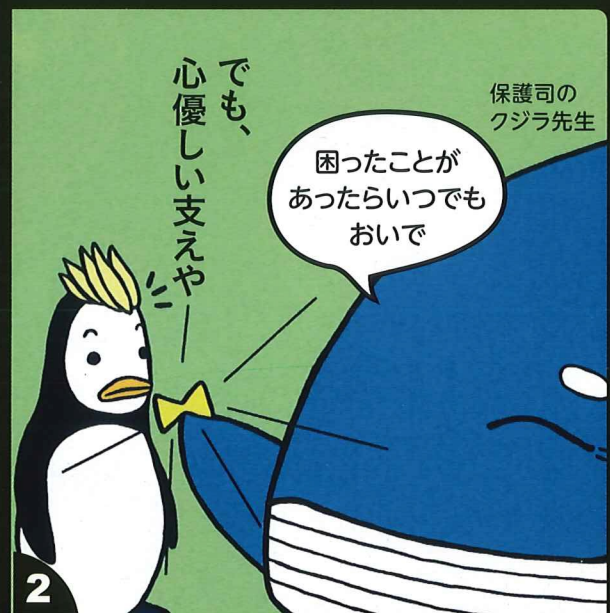
と教わった。その話を聞いた時胸のすく思いがした。私も、色々な人に助けられているけど、誰かを助けるなんてしていない。私も誰かの助けになるような事をしたいと考えた。でも、ニュースに出てくるような凶悪犯は、その人にどんな事情があったとしても絶対に許せない。私にはまだ、祖母の話も頭では理解できていないけれど心の中まではちゃんと理解はできていない。

祖母の家から帰ってきて、家ではもう使わないけれど、いとく会で使ってもらえる物を探した。今の私には、罪を犯した人をすべて認めることはできそうにないが小さな活動から始めることで、過去にどんなことがあった人でも同じ人間として認め合っていけるようになりたい。そして、社会の一員として誰かの助けになれることを少しずつ始めたい。祖母のように、人の心に寄り添い、誰かの幸せを作れるような人間になりたいと深く感じた。

こう せい ほ ご

「更生保護」って なんだろう？

ホゴちゃんの
更生物語



その後、ホゴちゃんは立ち直ろうとしている人を温かく見守る心優しいペンギンになりました。いつも、犯罪や非行のない明るい社会を願って活動しています。



「幸福の黄色い羽根」は、犯罪や非行のない幸福で明るい社会を願うシンボルです。



更生ペンギンのサラちゃん

地域のチカラで立ち直りを支える更生保護

犯罪や非行をした人の立ち直りを 社会の中で見守り、地域のチカラで支えていく。 それが「更生保護」です。

社会の中で必要な支援を受けられず、再び犯罪や非行を重ねてしまう人たちがいます。
犯罪や非行からの立ち直りには、彼らを見守り支える地域社会のあたたかい心が必要です。
皆さんの地域でも、様々な立場から立ち直り支援に協力する「更生保護ボランティア」が活動しています。



“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。
「あなたも地域の行事に参加してみませんか？」

毎年7月は、“社会を明るくする運動”の強調月間及び再犯防止啓発月間です。

更生保護について、もっと知りたい方は…
更生保護

お問い合わせはお近くの保護観察所まで
保護観察所

Twitterもやっています!
法務省保護局 @MOJ_HOGO
https://twitter.com/moj_hogo
保護局公式ツイッター

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和5年度首都圏 放置自転車クリーンキャンペーン 横浜市実施要綱

目的

安全で円滑な交通環境の確保を図るため、放置自転車クリーンキャンペーンを展開し、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づく対策を推進します。

期間

令和5年10月1日（日）～10月31日（火）の1か月間

スローガン

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」



重点

1. 放置自転車の防止
2. 交通ルールの遵守と駐車マナーの向上



放置自転車クリーンキャンペーンの様子



路上自転車駐車場の整備状況（イセザキモール）

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種活動を積極的に推進します。
- 2 運動の趣旨を周知徹底し、「運動の重点」の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。
- 3 自転車利用者の交通ルールの遵守とマナー向上を図るための広報を行います。

横浜市・区

- 1 放置自転車の追放気運を高めるための広報啓発活動を推進します。
- 2 放置自転車をなくすための指導警告や移動・撤去活動を積極的に推進します。
- 3 自転車の損害賠償責任保険等加入、乗車用ヘルメット着用の周知・啓発を推進します。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違法駐車などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体の自主的活動を促進するため必要な情報の提供と支援を行います。
- 3 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 各種キャンペーンを実施し、地域住民の放置自転車の追放気運の醸成を図ります。
- 2 事業所等に対し、使用者や管理者などを中心とした事業所ぐるみでの違法駐車等追放気運を高めるよう働きかける。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を推進します。

教育関係

- 1 違法駐車や放置自転車の追放についての啓発・教育を推進します。
- 2 盗難自転車の多くは放置されてしまうので盗難の防止について指導します。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知を図るとともに、交通マナーの向上のための広報啓発活動を推進します。
- 2 駅周辺の放置自転車の移動活動に協力します。
- 3 関係機関と連携を図り、駅周辺の駐車場・駐輪場の整備推進に努めます。

地域

- 1 違法駐車や放置自転車などの迷惑性や自転車のマナー等について地域で話し合しましょう。
- 2 会合等を利用し、違法駐車や放置自転車等の問題について認識を高め、違法・迷惑駐車を「しない・させない運動」を推進しましょう。
- 3 関係機関・団体が実施する放置自転車等クリーンキャンペーン等に参加しましょう。
- 4 車・自転車・バイクで外出する際は、決められた場所以外にはとめないようにしましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323

トイレ修理で高額請求!! 安い広告にだまされないで

トイレが詰まったので、慌ててネットで検索し「水回り修理320円～」という安価な事業者を呼んだ。

事業者は高圧洗浄・便器を外してのドリル工事・薬品投入など次々と作業をし、結果として37万円を請求された。広告の値段と全然違い、納得がいかない!

トイレ修理の相談が多く寄せられています。広告の「〇〇円～」はうのみにせず、まず出張や見積りが有料か確認しましょう。また、作業当日に想定外の料金や作業を提案され、不安を感じた時はその場で断りましょう。

トラブルに備えて準備しておくこと

- 地元の工務店や管工事組合、横浜市排水設備指定工事店などを調べておく
- 自宅の止水栓の位置を確認しておく
- ラバーカップを使うと直ることも



契約などのトラブルで困ったとき、まずは、お電話ください!

消費生活相談電話 **045-845-6666**

〔 平日 9:00~18:00
土・日 9:00~16:45 〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を!

横浜市消費生活総合センター 🔍 検索



認知症キャラバン・メイト研修会

認知症になっても 自分らしく生きるために ～すべての人に知ってほしいこと～

日時 令和5年**12月6日(水)** 13:30～16:00(13:00開場予定)

内容 **第1部：大石 智医師による「認知症の理解と対応」講演**

おお いし さとる
大石 智 医師 北里大学医学部精神科学 講師
北里大学病院 相模原市認知症疾患医療センター長



第2部：丹野 智文さんによる講演

たんの とも ふみ
丹野 智文 さん おれんじドア実行委員会代表
若年性認知症当事者



【プロフィール】

1974年宮城県生まれ。ネットヨタ仙台でトップセールスマンとして活躍中の2013年、若年性アルツハイマー型認知症と診断される。診断後は、営業職から事務職に異動し勤務を続け、現在は認知症への社会的理解を広める活動が仕事になっている。2015年より、認知症当事者のための物忘れ総合相談窓口「おれんじドア」を開設、実行委員会代表。精力的に自らの経験を語る活動に力を入れている。

著書／『認知症の私から見える社会』『丹野智文 笑顔で生きる 一認知症とともに』

丹野さんの実話が
映画化されました！
『オレンジ・ランプ』
(2023年6月公開)

会場 **磯子公会堂** 横浜市磯子区磯子3-5-1(磯子区総合庁舎)

定員 **先着500名** 入場無料・事前申込制・先着順

次のいずれかの方法でお申込みください。

申込期間
10月20日(金)～11月17日(金)

1 申込フォーム



2 電話 **750-2311**
(磯子区総務課庶務係)

3 FAX **750-2530**
(磯子区総務課庶務係)
※裏面のFAX送信票をご利用ください。

※参加者全員の氏名と連絡先(メールアドレスまたは電話番号)、講師にききたいことをお知らせください。
※一時保育、要約筆記(講演内容を文字に起こし、会場内のスクリーンに映します)を希望される方は、併せてお申し出ください。
※その他特に配慮が必要な場合には事前にご相談ください。
※申込にあたりご提供いただいた個人情報は、講演会の運営にのみ使用します。

磯子区認知症普及啓発・人権講演会申込

FAX
送信票

磯子区総務課

☎045-750-2530

※ファクス送信時に到着確認のお電話をお願いします。

参加者氏名	連絡先	講師にききたいこと	備考

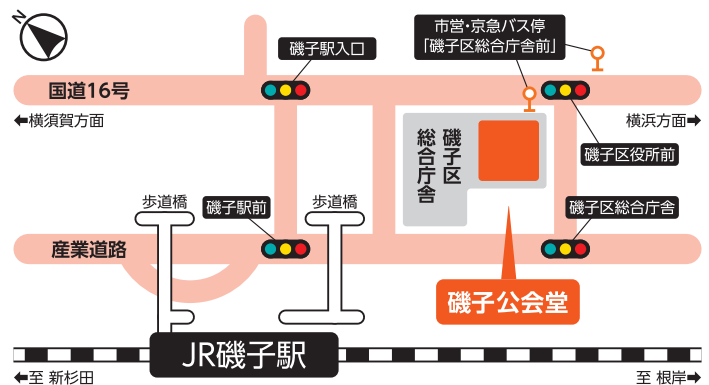
※一時保育、要約筆記を希望される方は、備考欄にその旨ご記入ください。

【アクセス】

横浜市磯子区磯子3-5-1
(磯子区総合庁舎)

●JR根岸線「磯子駅」下車 徒歩5分

※駐車場(有料)をご利用いただけますが、
できるだけ公共交通機関をご利用ください。



主催：磯子区役所 総務課／高齢・障害支援課 協力：横浜磯子ロータリークラブ

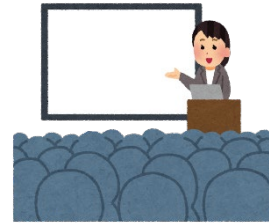
お問合せ：磯子区役所総務課庶務係 ☎045-750-2311 ☎045-750-2530 ✉is-shomu@city.yokohama.jp

交通安全教室 承ります！

(どこでもお出かけ区役所講座のご案内)

自治会町内会等で、交通安全講習会
を開いてみませんか？

交通安全



近年、自転車や高齢者関係の交通事故が後を絶ちません。
被害に遭うだけではなく、自らが加害者になってしまう可能性もあります。
地域振興課では、自治会・町内会様からの交通安全講習に関する相談
を承っています。
磯子警察署、磯子交通安全協会等と連携し、ご希望に沿った内容での
実施に向け調整をいたします。
ぜひお気軽にご相談ください。

例えば・・・
自転車マナー
について周知し
たい



例えば・・・
磯子区の交通
事故状況を知
りたい



例えば・・・
免許返納につ
いて教えてほ
しい



お問合せ先

磯子区地域振興課 交通安全担当
TEL 750-2396 FAX 750-2534
MAIL is-k2anzen@city.yokohama.jp

地域活動するための わたしの魅力アップ講座

日常に魅力を少しプラスして、気分を明るく笑顔で地域に出て行きませんか？
貴方の**魅力アップ**をお手伝いする講座です。
各回の講座で楽しい**地域活動のヒント**もお伝えします。
是非ご参加ください。



日にち	11月21日(火)	メイクアップ
	12月5日(火)	ヘアーセット
	12月19日(火)	スタイリング
令和6年	1月16日(火)	ウォーキング
	1月30日(火)	ウォーキング・トータル

※全日程参加の方優先

時間	10:00~11:45
場所	磯子公会堂 3階 会議室 2・3 (磯子区総合庁舎内)
定員	おおむね 30名
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の男女 ・区内で地域活動に参加してみたい方 ・区内の自治会・町内会の方 ・2月10日(土)開催予定の地域活動大交流会(仮)のファッションショーに参加希望の方(優先)

参加費	無料
申込	10月31日(火)締切り (抽選)
	窓口・電話・FAX・メール
	お申し込みフォーム(登録が重要です)で
	下記の項目をお伝えください。



＜お申し込みフォーム＞

①お名前 ②年代 ③性別 ④ご住所 ⑤電話番号 ⑥地域活動で知りたいこと

講師紹介 特定非営利活動法人

トータルビューティーカンパニー神奈川



美容を通じて日々の生活に生きがいを持ち、いきいきと活躍できる場をつくりたい。“誰もが笑顔で元気になる活動”を目標に、地域や人との繋がりを大切にしながら活動中
磯子区地域ボランティア講師登録
磯子区内施設で多数講座開催

【お問合せ】 いそご区民活動支援センター

〒235-0016 横浜市磯子区磯子 3-5-1 磯子区総合庁舎 7階

電話：045 (754) 2390 FAX：045 (759) 4116

メール：is-shienc@city.yokohama.jp

開館時間：10時~17時

休館日：祝日・年末年始

地域活動や生涯学習のご相談もお待ちしています。

☆状況により講座の内容を変更や中止にさせていただく場合があります。

女性はもちろん
男性・ご夫婦参加も
大歓迎♪

令和5年9月吉日

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

横浜家事調停協会
横浜民事調停協会
神奈川民事調停協会
保土ヶ谷民事調停協会

横浜地区「調停手続相談会」開催のご案内およびチラシ掲示等のお願い

前略 昨年に引き続き、本年も11月に横浜家事調停協会・横浜/神奈川/保土ヶ谷の民事調停協会では、最高裁判所から委嘱を受け、4協会合同で「調停手続相談会」を開催する運びとなりました。なお、同相談会は横浜市のご後援を頂いております。

家庭内及び社会生活における様々な紛争解決の手段の一つとしての調停制度は、発足後100年を経過しましたが、残念ながら市民の方々の認識度は低く、積極的に利用されていないのが現状です。従いまして、未だに紛争解決に悩んでおられる方も多いのではないかと思います。

このような状況下、県下の4調停協会では、「調停手続相談会」を通じて本制度の普及を図り、紛争解決の一助としていきたいと考えております。

つきましては、貴自治会・町内会の皆様に同相談会開催についてご案内を頂きたく、開催チラシの掲示板への掲示や配布等につきまして、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

草々

開催日時：令和5年11月25日（土）10：00～15：30

開催場所：かながわ労働プラザ（京浜東北線 石川町駅・関内駅 徒歩5～6分）

<ご参考：調停制度とは>

裁判以外での紛争解決の手段として調停があります。調停は裁判官と民間の調停委員二人で構成する調停委員会が当事者の言い分を聴き、当事者双方が納得して問題の解決を図れるよう助言や仲介を行う制度です。合意内容は、裁判の判決と同一の効力を持ちます。

また、調停は訴訟ほどには手続きが難しくなく、誰でも簡単に利用できるうえ当事者は自由に言い分を述べる事ができるという利点があります。

以上

問合せ先 横浜地方裁判所 総務課庶務第二係 電話 045-664-8778
横浜家庭裁判所 総務課庶務係 電話 045-345-3505

調停手続相談会

予約不要

不動産

近隣トラブル

借金

交通事故

相続

労働問題

離婚・婚姻費用・養育費等



このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。(秘密は厳守します)
なお、本相談会は税務、法律の相談会ではありませんので、ご注意ください。
また、コロナ感染予防のため発熱等体調不良の方は、来場をご遠慮ください。

日時

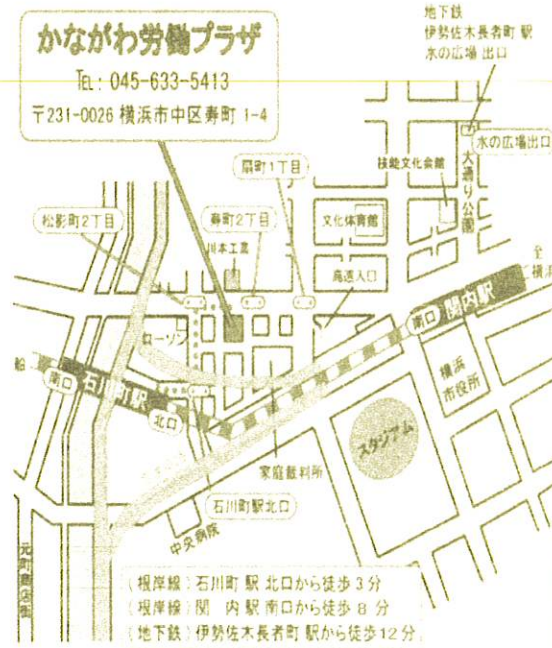
令和5年11月25日(土)

10:00~15:30
(受付終了15:00)

場所

かながわ労働プラザ

JR京浜東北・根岸線「石川町駅」中華街口(北口) 徒歩3分
JR京浜東北・根岸線「関内駅」南口 徒歩8分
横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」出口2 徒歩12分
横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」出口1 徒歩12分



申込

予約不要・当日会場で受付

主催

公益財団法人 日本調停協会連合会
横浜民事調停協会 横浜家事調停協会
神奈川民事調停協会
保土ヶ谷民事調停協会

後援

最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所
横浜市市民局

問合せ先

横浜地方裁判所 総務課庶務第二係
横浜家庭裁判所 総務課庶務係

電話 045-664-8778

電話 045-345-3505

無料

～健康は健口(けんこう)から～

先着**480**名限定

訪問歯科健診

この事業は、横浜市の令和5年度在宅要介護者訪問歯科健診事業により実施します。

《事業実施期間》

令和5年9月1日～令和6年1月31日

加齢に伴う口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など高齢者のADL（日常生活動作）に大きく影響します。

そこで、通院が困難な在宅高齢者を対象に、訪問歯科健診を行うことにより、早期対応及び口腔機能の改善を図ります。

◆実施内容

◇対象者：・市内在住で歯科健診に行くことができない75歳以上（神奈川県後期高齢者医療制度対象者）で**要介護3以上※の方**

※ **要支援1・2、要介護1・2の方**は、内科等の定期的な訪問診療を受けている場合に**本事業の対象となります。**

・現在、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・管理を受けていない方

◇内容：無料で、歯科医師によるむし歯、歯周病のチェック、お口の機能のチェック、歯科衛生士による歯みがきアドバイス等を行います。

*むし歯等の問題が見つかった場合で、診療、治療につながった場合は、保険診療となります。

◇自己負担：**無料**

◇申込方法：下記問合せ先までお電話・申込書(裏面)に必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込み下さい。

「訪問歯科健診」に関する問合せ・申込は

磯子区在宅歯科医療連携室

電話:080-8720-5526 FAX:045-370-8080



—在宅要介護者訪問歯科健診事業—
横浜市・(一社)横浜市歯科医師会



在宅要介護者訪問歯科健診連絡表

【申込日】令和 年 月 日

申込者氏名			
患者さんとの関係	<input type="checkbox"/> 家族()	<input type="checkbox"/> 担当ケアマネージャー	<input type="checkbox"/> その他()
電話番号		FAX番号	

利用者(患者)氏名	ふりがな	男・女																								
生年月日	年 月 日 満	歳																								
住 所	〒 横浜市 区																									
電話番号																										
介護認定	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 医科の訪問診療介入有無																									
・生活保護	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・医療保険 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																								
・障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																									
・かかりつけ歯科医	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・かかりつけ主治医 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																								
医院・医師名	電話番号	医院・医師名 電話番号																								
患者さんの状態(環境)																										
<input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 寝たり起きたり <input type="checkbox"/> 自力で移動できる <input type="checkbox"/> 移動に介助が必要																										
訪問健診希望曜日	駐車スペース																									
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>午前</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		月	火	水	木	金	土	日	午前								午後								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	月	火	水	木	金	土	日																			
午前																										
午後																										

FAX 045-370-8080
磯子区在宅歯科医療連携室